

日本学術会議  
安全保障と学術に関する検討委員会  
(第23期・第8回)

平成29年1月16日

内閣府 日本学術会議事務局

日 時： 平成 28 年 1 月 16 日（月） 17：00～19：28

会 場： 日本学術会議 6 階 6－C(1)(2)(3)会議室

出 席 者： 杉田委員長、大政副委員長、佐藤幹事、小松幹事、井野瀬委員、向  
井委員、山極委員（スカイプ）、大西委員（スカイプ）、土井委員、  
安浦委員、小林委員、小森田委員、安浦委員（13名）

欠 席 者： 森委員、岡委員、花木委員（3名）

事 務 局： 駒形事務局長、竹井次長、小林企画課長、井上参事官、石井参事官、  
川名上席学術調査員、下田上席学術調査員他

議 題： 1. 審議経過の中間とりまとめについて  
2. その他

資 料：（議題 1 関連）

資料 1 日本学術会議・安全保障と学術に関する検討委員会・  
審議の中間とりまとめに向けて

資料 2 小松幹事コメント

資料 3 審議の中間とりまとめに向けての各委員からのコメン  
ト

（議題 2 関連）

資料 4 防衛装備庁から委員会委員長宛ての文書

資料 5 “Fundamental Research” と研究の「自由」（事務局  
作成資料）

参考資料：参考資料 1 前回委員会議事録

参考資料 2 前回総会速記録（抜粋）

参考資料 3 民主主義科学者協会法律部会（協力学術研究団体）か  
らの意見

参考資料 4 委員会（第 1～7 回）における主な意見（事務局作成  
資料）

午後5時00分 開会

○杉田委員長 それでは、定刻となりましたので、安全保障と学術に関する検討委員会第8回を開催いたします。

本日の映像等の頭撮りは、冒頭の資料確認のところまでとさせていただきます。

なお、報道関係者、傍聴の方におかれまして、会議中は進行の妨げとならないよう静粛をお願いいたします。

なお、傍聴に関しましては、事務局の指示に従っていただきますようお願いいたします。

委員15名のうち現時点で12名の委員の方々にスカイプも含めて御出席いただいております。定足数を満たしていることを御報告いたします。

配付資料の確認をさせていただきます。配付資料はお手元の議事次第の配付資料として書いてあるとおりでございますが、資料1、2、3は議題1に関する資料でございます。資料4、5は議題2に関する資料であります。参考資料1は既にメールで照会を行い承認済みの議事録でありまして、ウェブに掲載済みです。この議事録について何か発言などについて付け加えるべき点などありましたらお願いいたします。

では、特にないようですので、このままといたします。

参考資料2は前回総会の速記録の抜粋でございます。参考資料3は日本学術会議の協力学術団体である民主主義科学者協会法律部会からの意見でございます。それから、参考資料4は第1回から7回までの委員会が出た意見を事務局の学術調査員において整理したものでございます。

なお、本参考資料は本日の委員会における議論において直接使うよりも参照するというところでございまして、非常にページ数が多いことにより、内容は議事録をもとにしておりますので、この紙での配付は委員のみといたします。ただし、電子ファイルは日本学術会議本委員会サイトに後日公表いたしますので、傍聴者におかれましては、日本学術会議のホームページで御確認ください。

なお、委員には報道等の資料を参考として机上に配付させていただいております。

資料が足りない方は事務局へお申し付けください。大丈夫でしょうか。

では、映像と頭撮りはここまでとさせていただきます。

では、引き続きまして、議題1に入る前に議題2のその他のところで若干お諮りいたします。

まず、防衛装備庁防衛技監から本委員会委員長宛てに公文書が資料4のとおり届きましたことを御報告いたします。

この防衛装備庁より送付された文書の資料4の裏面におきましては、本委員会の質疑を踏まえ、平成29年度の安全保障技術研究推進制度の公募要領等において、運営についての三つの点を防衛装備庁は明記すると公表したと書かれております。しかしながら、公募要領等の具体的な変更内容はまだ示されておられません。このたび公表された三つの点について、防衛装備庁において個々の要領等が変更されましたら、具体的変更箇所を本委員会に御連絡いただくよう事務局を通じて防衛装備庁に依頼したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

では、そうさせていただきます。ありがとうございます。

では、引き続きまして、その他のもう一点でございますけれども、「Fundamental Researchと研究の自由」について、これは第5回委員会、10月28日において安浦委員より御説明いただいた米国における研究助成の状況に関連して川名上席学術調査員より御説明を頂きます。その上で、これに対して安浦委員からもコメントを頂き、若干の質疑応答を行いたいというふうに思います。

まず、それでは、川名上席学術調査員より説明をお願いします。

○川名上席調査員 事務局の川名でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料5でございます。

資料5でございますが、第5回の安浦委員の御報告が重要であるという認識のもとで、具体的にFundamental Researchに関する取扱いがアメリカでどのようになされているのかということにつきまして具体的に調査したものでございます。NSDD-189、国家安全保障決定令、1985年でございますが、こちらで自由が確認されたはずの大学等で行われる基礎・応用領域の研究、すなわちFundamental Researchの領域であったとしても、政府機関のファンディング・エージェンシーと大学との間で交わす契約の段階で様々な制約が課せられる事象、こういうものが2001年のテロ、9.11テロ以降増加しているのではないかという懸念がアメリカのアカデミアで高まっていたようでございます。

そのような状況を受けまして、2004年と2008年の2回にわたりまして、COGR、これはどうも定訳がないようでございますが、政府関係委員会というふうに訳されることがございます。政府をスポンサーとする研究資金の扱いについてチェックすると、コンプライアンスのことを考えると。科学者から構成される研究大学協議会でございますが、このCOGRと、それから、アメリカ大学協会、AAUがホワイトハウスの科学技術政策局の依頼を受けまして、合同でこの問題について調査を行っております。

具体的な調査でございますが、アメリカの主要な研究大学20校——2ページ目に記載して

おりますけれども——を選定いたしまして、ウェブによる質問調査を行ったということでございます。配付資料はその調査結果を整理したものでございます。その意味におきましては、アメリカの大学の全体を網羅したものではありませんという点に留意が必要でございますが、例えばジョージアテックでありますとかMIT、それから、メリーランド、カレッジパークでございますが、国防総省から資金の提供を受けている主要な大学は包摂しているという意味でございますので、本委員会のアジェンダとの関連性という意味では高いと、このように判断しております。

内容、要点を三つだけ申し上げます。

一つ目でございますが、ファンディング・エージェンシーから助成が行われる場合に制限付きであると、いわゆるリストラクテッドリサーチであるということは明示されていなくとも、研究の自由を制約するような助成契約が一部に存在するということが明らかになったということでございます。これは中身に譲りますが、調達規則であるとか、あるいはSBUの問題、入国管理の問題、様々な角度から制約が課せられるということがあるようでございます。また、この問題を大学側（がわ）から見ますと、一部の大学には成果の公開でありますとか、あるいは外国人の参加を規制するような助成は受け入れないと、そういう明確なポリシーがあった場合でありましても、詳細は不明ではございますが、実際には程度の差はあれど、何らかの形でそのようなリストラクテッドリサーチを受け入れるような事態が生じているということがあるようでございます。

それから、二つ目でございますが、そのような制約を課す主体としては、国防総省が最も多いということでございます。とりわけ民間からのフローダウン、再委託の形で行われる産学連携プロジェクトにおいてそれが顕著であるということが結論として書かれております。

最後に制約を課す根拠でございますが、D o Dの場合でございますけれども、主として国防調達規則、正確にはその補足書に当たるようでございますが、DFARSというものがございまして、その中の情報公開に関する規定によって、機密に当たらない情報であったとしてもD o Dの担当者の事前承認が必要になるということがあるようでございます。すなわち研究の自由というのは、アメリカの安全保障環境の変動を受けるということが示されているということでございます。

以上でございます。

○杉田委員長 ありがとうございます。

それでは、安浦委員からコメントをお願いします。

○安浦委員 川名さんの方でこういう調査をしていただきまして、ありがとうございます。

私どもの国際法務室の方でもこういう事態があるということは把握しておりましたけれども、こういう数値では把握していなかったということで、非常に補足資料としては有り難い資料だと思います。

ポイントとして我々が気にしなければならないのは、いわゆる Fundamental Research というジャンルに入れておきながら厄介条項と、そういう契約の中に特別の条項を入れて、それをのんでくれと、そういうやりとりを大学がやらないといけなかったことが発生していると、そういうポイントだと思います。だから、常に物事は流動的であって変わり得ると。ただ、こちらで見た件数を御覧になったら分かると思いますけれども、 Fundamental Research のほとんどがそういうことはないというふうに考えていいと。具体的に一部のものにそういう力学が働き始めていて、それに対して大学がきちっと対応して、それを守ろうという方向で、 Fundamental Research の自由を守ろうという方向でこういう調査をして政府と交渉していること、その事実が非常に大事で、我が国においても今後どういう結論で、どういう方向に動くか分かりませんが、最終的に結論が出ても、常にこういう力学は働くということを考えた上で、常時見直しをしながらチェックをかけていくと、そういう不断の活動が極めて重要であるということだと思います。

それと、私個人的に興味があったのは、4 ページ目でございますけれども、その表で NSF、ナショナル・サイエンス・ファンディング・エージェンシーであってすらそういう条項、これは外国向けの話だと思いますけれども、2 という数が出ているということで、NSF といえば日本でいえば科研でございますけれども、科研のようなものでもそういうことが政府としてはかけたくるようなものがあると、そういうことをもう一方で我々は気にしておく必要があるのではないかというふうに思います。

以上です。

○杉田委員長 ありがとうございます。

では、今のお二人の御報告、コメントに対して何か関連して御質問、御意見等はございますでしょうか。

では、小林委員、お願いいたします。

○小林委員 川名さんにちょっと伺いたいんですけれども、日本の場合だと、補助金と、それから、委託で区別ができると思うんですが、アメリカの場合はそういう区別というのは成立していると考えていいんでしょうか。それと、今日のものはどちらに当たっているのか。契約が

入っていますよね。それは日本で言うと、委託型に近いという理解でいいのでしょうか。でも、NSFはどうかのかなとか、科研費に近いのかなとか、そのあたりはどうでしょう。

○川名上席調査員 助成金ですね。アワードでございます。

○杉田委員長 安浦先生、関連して何か。

○安浦委員 それから、関連した情報といたしまして、日本の安全保障防衛管理に関して、その対外投資を積極化するという趣旨で経済産業省の方では、ある種の強化をするということで委員会が立ち上がっていて、12月20日に経済産業省のホームページの方でその委員会があったことになっております。中には学術会議におられた家先生とか、あるいは東工大の三島学長が委員として入られておまして、三島先生の方から留学生に対する配慮をきちっとしてほしいという国大協からの参考資料が出ているようです。

ただ、議事録はまだ出ていませんので、中でどういう議論がなされているのかということとは分かりませんが、経済産業省としては、政府の特に開発途上国向けの海外投資を殖やすという中で、それが機微な機密を漏らすようなことにつながらないように制度をしっかりと見直そうという趣旨でその会議は開かれているというふうに理解しております。

以上です。

○杉田委員長 今のことと若干関連いたしますが、本日、委員には机上配付されている資料でございますが、恐縮ながら傍聴者には配付していないんですが、日経新聞1月12日の記事、日経新聞朝刊5面におきまして、「技術流出 監視厳しく」という記事がございまして、政府はこの軍事転用のおそれがある先端技術の海外への流出防止策を強めるということで、留学生に関して規制対象を強めると。これまでは半年以上住んでいれば許可不要であったのを5年未満なら経済産業大臣の許可を必要にする方向で法改正へと、こういう記事も出ております。これは輸出入規制の問題で。

安浦先生、はい。

○安浦委員 今、先生の方から御紹介のあった会議に連動した記事だと思います。正確には産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障防衛管理小委員会というものでございます。

○杉田委員長 ほかに何か特に御発言ございますでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、本日の議題1、審議経過の中間取りまとめについてに入りたいと思います。これにつきましての進め方なんですけれども、まず、私の方からこの取りまとめの経緯と取りまとめの内容につきまして簡単に御紹介させていただきます、その後、各委員

の方から既に意見書を出していただいて、コメントを出していただいておりますが、それについて御報告いただくと。御欠席で出された方については私が代わりに御紹介させていただきます。そして、その上でディスカッションをいたしまして、この中間取りまとめの方向としては、今度2月4日に予定されておりますシンポジウムに向けて、公開フォーラムに向けまして中間取りまとめ、現在までにこういう審議状況でありますということを登壇者あるいはフォーラムへの一般出席者の方にお示しする必要がありますので、その資料を作成するというのが目的でございます。

考え方といたしましては、その後、フォーラムでの御意見等も承った上で、2月と3月に委員会が予定されておりますので、そこで更に議論を深めていきたいというふうに考えております。最終的にどのような形でこれを委員会として報告するのか、何らかの意思の表出をするのかどうかというふうなことにつきましては、本日ちょっと議論するまでに至る時間が恐らくないと思いますので、2月に2回委員会はございますが、1回はフォーラムのときの委員会、これはもう極めてフォーラムの実施に関わる確認程度しか時間がございませんので、2月の中旬の次の次の委員会におきまして、その表出の仕方等については議論すると、そういう前提で位置付けさせていただきたいと思います。

それで、この審議中間取りまとめの経緯、どういうふうにしたのかということですが、まず、この案を役員の間で回覧いたしまして、その結果、役員のうち2名の方からは基本的に御同意いただきまして、幾つかの御指摘を頂いた点については私の方で反映いたしました。その一方で、小松委員からかなり重要な御批判がございましたので、これにつきまして、その3名の案と共に委員の間で回覧いたしました。そして、委員から先ほど申し上げたようにコメントを文書で頂いたというのがこれまでの経緯でございます。

この取りまとめに当たっての方針でございますけれども、一つ目として、本委員会における審議経緯、審議の経過ですね。専門家へのヒアリングを含む審議経過あるいは総会・部会における会員の意見等の全体的な方向性を踏まえてまとめております。

二つ目に、日本学術会議は全ての科学者を代表する機関ですけれども、現在、主に問題となっておりますのは、大学等の研究機関における学術研究への影響であるということでございます。

三つ目に、自衛権といったものをどう定義するか等の問題につきましては、依然として国論を二分する問題でありまして、日本学術会議として意思決定すべきものではないと。そして、例えば自衛権の行使を認める立場の中でも、自衛権を認めるから大学等で安全保障の軍事的部分に関わる研究を行ってもいいという立場の方と、自衛権を認めるから大学等でもそういう研

究を行っていいという方と、自衛権は認めるけれども、そうした研究については慎重だという両方の議論があり得ますので、自衛権等の問題について確定しても、研究の在り方についての議論が収斂いたしません。したがって、こうした問題については、ここでは扱わないというのが第3点でございます。

そして、第4点として、本委員会において設置趣旨を踏まえて集中的にここで審議されてまいりましたのは、安全保障における軍事的な分野に関わる研究の拡大・浸透が学術研究の発展にどのような影響を及ぼすかであるということであります。

そして、第5番目に、この委員会では単に特定の制度あるいは現在進行中の事態に対して即応するという事よりも、長い時間軸の中で学問の自由と多様な学術のバランスある発展をどう確保すべきかについて考えるべきであるということでございます。

それでは、たたき台の内容について申し上げます。

第1、科学者コミュニティの独立性でございますが、日本学術会議が1949年に創設され、1950年、1967年に軍事研究を行わない旨の声明を発した背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と再び同様の事態が生じることへの懸念があった。

二つ目、戦争は政治的決定によって行われたので、科学者も動員されたにすぎず、したがって責任はないという立場に立つならば、科学者コミュニティが反省する理由はない。戦後の日本の科学者たちは、動員されたこと自体に責任があると考えた。科学者コミュニティが政府からの独立性を確保できなかったことを反省し、今後は独立性を確立することを誓ったのである。それは日本学術会議の「存在理由」に関わる。

科学者コミュニティが追求すべきは、何よりもまず、学術の健全な発展であり、学術の健全な発展を通して社会への貢献を行うことを目指す。

広義の安全保障に関する研究のうち、一般的に、学術の健全な発展への影響に関する慎重な検討を要するとされるのは軍事研究の分野である。ここでいう軍事研究という点について補足いたしますと、これは人間の安全保障などを含む極めて広い概念である安全保障研究の中で、民生的でなく軍事的とみなされ得る部分というふうに考えておりますが、これについては後で議論させていただきます。

科学者を代表する日本学術会議において、安全保障と学術との関係について検討する際の焦点は、軍事分野に関わる研究の拡大・浸透が、学術全体の健全な発展に及ぼす影響である。

## 2 学問の自由と軍事研究。

いかなる研究が適切かの判断は、「学問の自由」の趣旨から個々の研究者に全面的に委ねら

れるべきとの議論があるが、学術的な蓄積に基づく科学者コミュニティの自己規律は学問の自由に反するものではないと考えられる。

②学問の自由とは、学術研究が政府により制約されたり政府に動員されたりしがちであるという歴史的な経験を踏まえ、学術研究の政府からの独立性を保障するものである。これ補足いたしますと、確かに歴史的には宗教的権威等による抑圧等というのもございましたけれども、世俗化した近代国家においては、学問の自由の問題というのは主として政府からの独立性の問題であるということでございます。

平和・福祉・環境などの普遍的な価値に照らして、科学者コミュニティが研究の適切性を判断し、自己規律を行うことは、学問の自由に反するものとは言えない。

学術研究は何よりもまず、個々の研究者の自発的な研究意欲と、科学者コミュニティ内部の相互評価を基盤として行われるべきである。政府の各部門による、それぞれの行政目的に照らした選択的な研究助成は、行き過ぎれば、特定の分野を奨励する一方で、反射的效果として他の分野を抑制することにつながる。それは短期的には研究を活性化するように見えても、長期的には学問の自由の制約につながり、社会の持続的な発展を困難にするおそれがある。

とりわけ軍事研究の分野では、研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密保持をめぐる、政府による研究者の活動への介入が大きくなりがちであり、他の分野と同列には論じられない。

防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」では、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って審査が行われ、職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入の度合いが大きい。

科学者は、自らの研究成果がいかなる目的に使用されるかを全面的に管理することはできない。研究の「出口」を管理できないからこそ、「入口」において慎重な判断を行うことが必要となる。

### 3 民生研究と軍事研究。

民生研究と軍事研究との区別が容易でないのは確かである。それは科学技術に普遍的な問題である。しかし、こうした困難は他の様々な範疇（カテゴリー）についてもあり、区別が自明でないからこそ、どこかに線を引かなければならないとも考えられる。

基礎研究だから一概に軍事研究ではないとは言えず、軍事利用につなげることを目的とする基礎研究は軍事研究の一環である。

日本の原子力研究では、民生と軍事とは区別できるとの前提の上に、軍事研究は行われてい

ない。

海外でも、民生研究と軍事研究が区別できないとは主張されておらず、区別を前提に両者の間の転用（デュアル・ユース）が論じられているにすぎない。

軍事研究から民生研究への転用（スピノフ）の効果が喧伝されてきたが、アメリカ等では軍事研究予算が膨らむ中で、民生分野でも可能な研究が軍事研究の名目で行われた面もある。今日では軍事研究の民生研究への劣後が言われており、スピノフのメリットは乏しい。

民生研究から軍事研究への転用（スピノン）の効果は、防衛装備庁の制度等が主目的とするところであるが、民生部門の基礎研究を充実することで代替可能であるとも考えられる。

情報技術分野のように、民生と軍事との区別が困難な分野でも、先端的な研究は主として民生分野で行われており、研究資金は産業的に獲得できるので、軍事分野の研究資金の必要性は乏しい。このあたりは林先生のヒアリングを踏まえているんですが、後で補足させていただきます。

戦後日本では、民生分野を中心として学術研究が発展し、社会に貢献してきた。

#### 4 安全保障と軍事研究。

自衛権をどう捉えるか、専守防衛の個別的自衛権を認めるかどうか等については、様々な政治的立場があり、こうした政治的事項について、日本学術会議として意思決定することは適切ではない。これは自衛権の解釈をめぐる国論が二分したという最近の経験を踏まえております。

自衛隊の役割をどう評価するか、それが合憲か違憲か等についても、様々な政治的立場があり、こうした政治的事項について、日本学術会議として意思決定することは適切ではない。

自衛隊の存立を認める場合には、当然に自衛隊の装備のための軍事研究が大学等でも広く認められるべきとの議論があるが、前項から後項が直ちに導かれるわけではない。自衛隊を認めることと、大学等における軍事研究の是非とも独立した問題である。これは先ほど申し上げた点でございます。

同様のことは、安全保障上密接な関係にある小学校国の研究資金との関係でもいえる。そうした安全保障上の関係を認めるかどうかと、大学等の研究機関で軍事研究を行うべきか否かの判断とは別である。

今問われているのは、従来は軍事研究を抑制してきた大学等の研究機関が、新たに軍事研究に関与すべきかどうかである。そのことの是非は、学術全体に及ぼす影響を総合的に検討した上で判断されるべきである。

軍事技術の内部で、防衛目的の技術と攻撃目的の技術を区別できるとした上で、防衛目的の技術についての研究は認められるべきとの意見があるが、民生技術と軍事技術の区別以上に、防衛目的の技術と攻撃目的の技術の区別は困難である。防衛も攻撃も、武器等の破壊的手段によって行われる点では同じであり、両者の違いは行為の目的の違いによる（防衛用の銃の技術と攻撃用の銃の技術を区別できるわけではない）。技術が利用された段階で目的が確定され、行為の性格が定まる。

#### 5 研究の公開性。

学術の健全な発展にとっては、科学者の研究成果が広く公開され、研究者共同体によって共有されることが必要である。

軍事研究については、研究の過程でも研究後の成果に関しても、秘密保持が高度に要求されがちであり、研究が委縮するおそれが指摘されている。

産学共同でも同様であるとの意見があるが、産学共同の場合、研究者の共同の相手方は企業等であって、公権力を有する政府を相手とする軍学共同の場合とは、研究者が受ける圧力の程度が大きく異なる。また、産学共同の場合、研究成果は知的財産等の形で公開される場合が多く、秘密が重視される軍学共同とは同列に論じられない。

軍事研究では、海外への技術流出を恐れる観点から、輸出規制等の規制が伴う。アメリカでは、輸出規制の対象とする研究を一部に限定する等の対策もとられているが、日本では未整備であり、そうした状況で軍事研究を推進すれば混乱が生じかねない。なお、輸出規制は研究公開への制約の飽くまで一部である。これは先ほどの問題です。

軍事研究を導入することで、大学等における海外の研究者や留学生等との国際的な共同研究に支障が出ないか、懸念もある。

#### 6 研究機関や学協会による自己規律。

いかなる研究が適切であるかについては、学術的な議論の蓄積に基づいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要がある。

生命倫理分野の研究規律は既に広く行われており、日本では原子力の軍事利用に関わる研究は、原子力三原則です、これは。「原子力三原則」や法律に加えて学協会の自己規律によっても禁止されている。物理分野においても、軍事研究についての自己規律が試みられてきた。

科学者の研究成果は、軍事目的に転用され、場合によっては攻撃的な目的のためにも使用され得る。大学等の各研究機関は、軍事利用を目的とするなど、軍事との関係が深いと推定される学術研究については、その適切性について、個別に技術的・倫理的に審査する機関を設ける

ことが望まれる。

それぞれの分野の学協会において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。これは日本学術会議自体の役割についてどう考えるかについては、これまで十分に議論されておりませんので、記載されておりませんが、今後議論されるべき点かもしれません。

#### 7 研究資金の在り方。

この間の国立大学の運営費交付金削減等により、基礎研究分野を中心に研究資金不足が顕著となっている。そうした中、軍事研究予算により、研究資金が増加するとの期待が一部にある。

しかし、軍事的な科学技術研究は民生的な科学技術研究と比べて、経済合理性等による制約を受けにくいので、軍事目的の研究予算の増大には歯止めがなく、他の学術研究を財政的に圧迫し、ひいては基礎研究等の健全な発展を妨げるおそれがある。

厳しい財政事情の中でも、学術の健全な発展のためには、国立大学の運営費交付金の増額に加え、科学研究費補助金などの民生的な研究資金を更に充実していくことが望まれる。これが、私が委員に回覧したたたき台の内容を若干補足させていただきました。

それでは、引き続きまして、各委員よりコメントを頂くということで、基本的には意見書を出していただきましたので、それに従ってコメントいただきますが、意見書を出していない方につきましては、御出席の方については簡単にコメントする機会も設けたいと思います。

それでは、順番は、井野瀬委員からお願いします。恐縮ですが、時間的制約がありますので、3分程度でお願いいたします。

○井野瀬委員 井野瀬でございます。

既に皆様のお手元にも私の意見は配付されておりますので、屋上屋を重ねることはしたくありませんが、杉田委員長は今全部読み上げられた論点整理は、非常に適切なものであると考えます。今後、次回以降になると冒頭で杉田委員長は言われましたが、学術会議が今まで二つ声明を出していることもあり、本質的な主張を声明に、そして、その解釈が混乱しないように補足のようなものを付け、その後、これも杉田委員長が言及された学術会議の役割につなげる、という三段論法的に考えました。それが冒頭の4行に書いてございます。

あと4点ほど書きました。私にとってこれまでのお話はとても勉強になりました。今までの委員会は非常に貴重な経験でした。それでも、1950年、67年の声明を超える、あるいは超えていいというふうにはどうしても思えないというのが率直な感想です。今ちょうど岩波の『世界』の2月号に書いた私の論考が出ているところですが、私なりにいろいろ考えてきて、

驚くほど今と通底する部分を感じて既視感を覚えることはあっても、その逆、新しい事態が起きていて、その声明を全く変えなければならないというような状況には至っていないと思っております。

学術会議の声明というものは、基本的に、科学者の良心、矜持、倫理、これ以上でも以下でもないというのが、私の偽らざる、思っているところであります。自衛隊の是非の問題であるとか、あるいはデュアルユースのデュアルという言葉の問題はありますが、そういう論争的、コントロールが難しい部分は本質ではないと、私自身は思います。

言葉というものは非常に重要であり、安全保障という言葉について先ほど杉田委員長からも言及がありました。様々な対象があり、手段がある安全保障という言葉では中身が伝わらないと思ったことが配布資料に書いてございます。

そして、「戦争を目的とする」という部分から、自衛ならば許されるということが言われている向きもあるようですが、今、世界で起きていることを戦争と呼ぼうが紛争と呼ぼうが、人間の体を傷付け命を奪う暴力のもとで遂行されている以上、それは最初の声明にあった、二つ目の声明にも継承されている、戦争だと思えます。それぞれの側（がわ）の論理で防衛と、あるいは反対側（がわ）からは攻撃と呼ばれて、一方、防衛力を強化すれば、もう一方、攻撃力も強化されざるを得ない。こんなイタチごっこに、学術の世界、それは学術会議が発出する意思と関わり、学術の世界に携わる者であることは私の4番目の項目でも少し触れておりますが、特に教育と関わっている大学関係者が手を貸してはいけません。それが私の思っているところです。慎重に定義はすべきだとは思いますが、詭弁やごまかしは、科学者、学者はしてはいけません。肝に銘じているところです。

最後に、3のところを書かせていただきましたが、先ほど学術会議の役割に杉田委員長は触れられました。学術会議の声明は、先ほども言いましたように、科学者の良心、気概、倫理の表明であると思えますが、と同時に、その声明に、多くの科学者や学者、あるいは大学等の組織から賛同を得るという意味も含めて、学術会議自身が自ら発した声明に対して責任を持つ仕組み、これが必要であり、学術会議の責任としてどうするかを考えねばと思っております。

以上です。

○杉田委員長 ありがとうございます。

引き続きまして、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤幹事 佐藤でございます。

私は役員の一でございましたので、中間取りまとめについては事前に御意見を委員長の方

にお届けをいたしました。この中間取りまとめの基本的な方向に賛成をするということで、若干の意見を述べ、それにつきましてはすでに取り入れていただきましたので、特段コメントということはないのですが、私が賛成をした趣旨を補足する意味で意見を述べさせていただきます。

あらかじめ提出したメモに幾つかのことを書きましたけれども、本日は時間の関係もあって、安全保障という言葉は慎重な取扱いを要する言葉であるということ、それに関連して、この委員会の課題は何であるのかということについてだけお話を申し上げたいと思います。

安全保障という言葉は二つの意味で厄介な言葉、慎重な取扱いを要すると思います。第1に、この言葉は非常に多義的であって、したがって、安全保障ということは何を議論するのかということとは明確に同定する必要があるのではないかと思います。第2に、この点は既にこの委員会の席上でも申し上げたことですが、この安全保障という言葉は非常に強い情緒喚起力を持っている。別の言葉で言えば、安全保障と言った瞬間に、これは絶対にしなければならない、議論の余地がないと、こういう非常に強い言説力を持っているというふうに考えております。

しかし、安全保障というのは非常に重要ではありますが、決して絶対的な価値ということではなく、ほかの重要な価値、例えば自由であるとか、平等あるいは正義など、こういった諸価値との兼ね合いでその在り方が決まってくるものであると考えるべきであると思います。

以上を前提に考えましたときに、メモで申し上げましたように、この安全保障ということではこの委員会で問題になるのは何なのかということでございますけれども、例えば平和的な手段による安全保障であるとか、あるいは人間の安全保障のような非軍事的な安全保障というのは、これは本来的に学問との間に緊張関係を持っておりませんので、この委員会が殊更に取り上げるべき問題ではない。したがって、この委員会で審議すべき安全保障とは、軍事的な手段による安全保障であって、この軍事的な手段による安全保障に利用されるような技術、知識に関する研究、それと学問との関係を議論するのがこの委員会の課題であると思います。

そして、この軍事的な手段による安全保障に利用される技術、知識に関する研究を軍事研究と呼ぶということは、概念的にも、また、内容的にも差し支えない。むしろ事柄の本質をそらさずに、この意味において軍事研究と学問の在り方を検討することが必要であろうというふうに私は思っております。

それから、先ほど安全保障の在り方というのは、ほかの重要な価値との兼ね合いで決まると申し上げたことと関連いたしますが、この重要な価値の一つが学問の健全な発展です。日本学術会議は、この学問の健全な発展ということにつきまして科学者のコミュニティの代表機関と

して責任を負っていることについては、誰も否定しないと思います。

本委員会はこの日本学術会議の一部として活動する組織であるということから、専らこの学術の健全な発展という見地から安全保障の在り方、先ほど申し上げました軍事的な安全保障の在り方あるいはそれに関する研究の在り方を考えていくということは、むしろ当然であろうと思っております。その意味で、冒頭杉田委員長の方から御提案があったたたき台、中間取りまとめの基本的な方向性には賛成を申し上げた次第であります。

以上を前提に軍事研究が学術の健全な発展に及ぼす影響を考えた場合に、種々の望ましくない影響が考えられる、そのことを確認いたしまして、軍事研究には従事しないという1950年、67年声明の趣旨を堅持する。また、安全保障技術研究推進制度には、制度自体として種々の問題があり、したがって、廃止ないし縮小を求めるべきであるというのが私の意見です。

以上でございます。

○杉田委員長 ありがとうございます。

引き続き、山極委員、お願いいたします。

○山極委員 山極です。聞こえますかね。

○杉田委員長 はい、聞こえます。

○山極委員 私の意見は、これはほとんどの委員が合意していると思いますけれども、1950年、67年の声明を堅持すべきであるということです。これを倫理として日本学術会議がきちんとした形で公表すべきである。その倫理というのは、単純明快であり、しかも、拘束力がなければいけないと思います。その上で行動規範というものを立てなければならない。この倫理は、日本国憲法が変えるべきであるとか、あるいは自衛隊、あるいは自衛隊の海外派遣というのが認められる現状ではというふうな意見が出ておりますけれども、そもそもこの憲法や自衛隊の存在とは独立しているものである。これは日本の科学者がこれまでの行為を反省して、日本の国民及び世界の人々に対して発した大きな宣言である。ですから、例えば日本国憲法のもとにはないアメリカでは、こうした軍事研究が許されるということではない。しかも、自衛隊とは関係ない軍隊、ほかの国における軍隊と関係した研究を行うということも、これは許されないわけですし、この倫理というのは日本国の内部でだけ通じるものではないはずで

ですから、やはり独立したものとして考える必要がある。この倫理のもとにおける行動規範というのは、単純に言えば国の安全保障よりも人間の安全保障を優先するという考えに立つべきです。というのは、国の安全保障を優先させるからこそ戦争が起こるわけであり、あるいは軍備が増強されるわけであり、単純に言いますと、例えば日本は核を持たなくても隣国は核を

持っているから、これは大変なことになりますよという不安があるかもしれません。しかし、だからといって日本も核を持たなくてはならないという論理には、すぐにはつながらないはずでして、それはやはり日本の国民だけでなく、世界の人間の安全保障をきちんと冷静に考える立場に立って、自分たちの科学者の倫理というものを考えなくてはならないということです。

それから、大きな問題というのは、この防衛装備庁の問題公募制度に関して言えば、これは公募に応じるかどうかの判断を各大学の判断に委ねるべきではないと思うんです。それは国公立の大学は研究者のこれまでの教育、研究の業績によってその任用が判断されているわけですから、どの公募に応じるかということいかんによって、その研究者の自由な移動が妨げられては困るからです。これは共同研究や研究者の交流という大きな学問の自由という問題に期する話だと思います。

それから、もしこの応募をするかどうかを各研究者の一人一人の判断に委ねるとすれば、倫理基準、行動規範というものをやはり厳しく定める必要があると思います。これは倫理というものを立ててもそれを破る人間が必ずあらわれるからです。

そして、もう一つ、これは公開性の問題があります。やはり公開できないものは日本学術会議としては認めるべきではない。公開できないような公募研究というものを推進するべきではないと思います。これははっきりと宣言をしていただきたい。

それから、先ほど留学生の問題が出てまいりましたけれども、現在、グループ化を推進する立場に日本政府も学術分野もあります。ですから、積極的に外国の方々を日本国の人々と平等な立場で受け入れていかななくてはならない、これはグローバル化の基本でございます。ですから、やはり外国の方々に制限を加えるような研究というのは、やはり望ましくない。これは教育に関しても言えます。私は大学に所属しておりますから、大学がやはり自信を持って全ての学生に対して、研究者に対して公平な研究環境というものを提供しなくてはならない義務を負います。ですから、これはやはり望ましくないだろうと思います。

そして、やはりスピノフではなくてスピノンの方向性から公募というものをしていただくように日本学術会議は各省庁に対して呼びかけるべきだろうと思います。民生というものを重視し、そこから出てくる研究がどういう形で応用されるかに関して、この日本学術会議の倫理に立ってきちんと意見を申し上げる。ですから、日本学術会議は早急にそういう生命倫理もそうですけれども、研究の実施に倫理的な判断が必要な対象を特定して、第1部から第3部までの会員や連携会員からなる委員会を立ち上げていただきたい、これができれば声明に盛り込んでいただきたい私の趣旨でございます。

以上でございます。

○杉田委員長 ありがとうございます。

引き続きまして、大西委員、お願いいたします。

○大西委員 豊橋から大西です。聞こえますでしょうか。

○杉田委員長 はい、大丈夫です。

○大西委員 この議論が始まって、学会で最近の議論が始まって1年半ぐらいがたっていると思いますが、当初の段階から1950年と67年の戦争を目的とした科学の研究を行わないという声明を遵守、堅持するということを私も主張しています。それから、あわせて日本国憲法の前文あるいは第9条を支持するということもいろんな場面で表明してきました。その上で、私は国際法あるいは国連憲章に言う国の自衛権を認めて、我が国の防衛のための必要最小限の装備を保有するということを認めています。

この意見というのは、私は国民の大多数の考えでもあるというふうに思っております。もちろん自衛のための装備には核兵器の不拡散条約とか化学兵器・生物兵器禁止条約など我が国が加盟している諸条約がありますが、そういうものの制限あるいは歴代政府の自衛権に関する見解という制約があると、そういうもとでの自衛装備だというふうに思っています。

そういうことを踏まえて、防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度、この導入ということがこの議論を起こしたきっかけであることは間違いないので、これに対してどういう対応をするのかということが問われているわけでありすけれども、一定の制限のもとで科学者、研究者でこれを行いたいという人がいれば、その人が所属している機関としてもそれを認め得るのではないかと考えています。その一定の制限という条件ではありますが、研究目的が先ほど述べたような自衛の枠の中に限定されていると。それから、そのことから派生するTRL、テクノロジー・レディネス・レベルで防衛装備庁も表現していましたが、その1ないし2程度の基礎研究という限定性、それから、もちろん成果の公開、更に外国人を含めた研究者の参加・不参加、参加したくないという方ももちろんいるわけですから、そういうことについて外国人を含めて制約を設けないということが条件になろうかと思えます。

それで、現在こういうものが安全保障技術研究推進制度に全部満たされているかということについては、幾つかまだ足りない面があると思っております。先ほども紹介されましたけれども、学会の議論を通じて成果の公開については、更に明快になることが期待できます。現在はPO、プログラムオフィサーが防衛装備庁内部の担当者になっているわけですが、これを外部から広く招くことによって科学性や透明性を高めていくということも一つの論点だと思

います。

また、より重要かもしれませんが、こうしたTRL初期段階の研究、つまり基礎研究を個別の省庁、防衛装備庁等がそれぞれ研究費を出していくのか、あるいは様々な応用が考えられる基礎研究のテーマであることを踏まえて、集約的にどこかが実施していくという制度にするのか、これも国として大きな検討課題であるというふうに思います。これらを通じて研究内容、プロセス、成果の利用に透明性を高めて、研究者だけではなくて国民に不安や不信を持たれないような制度にするということが重要ではないかと思えます。

学術会議の議論のアウトプットでありますけれども、声明を出すということがいろいろ言われていますが、科学者の行動規範、これは既に改訂版が出ているものですが、これも声明ということで出されたものであります。この中でデュアルユースについては既に取り上げられているわけですが、この安全保障に関わる問題については明示的には取り上げられていません。これを付け加えるという格好で今回のアウトプットにするというのも一つの考え方ではないかと思えます。

以上です。

○杉田委員長 ありがとうございます。

次に、岡委員ですが、本日御欠席ですので、提出された文書を私の方で御紹介いたします。

論点1 科学者コミュニティの独立性について。

コオプレーション方式で会員を選出する現在の学術会議では、構成する「科学者コミュニティ」の定義に曖昧さがある。安全保障と学術をテーマとする本委員会における「学術」は、「学問の自由」を最重要な規範として尊重する大学や公的研究所における研究者及びそのような研究者が主なメンバーとして運営されている学会等によって行われている研究と考えるのが良いと思う。研究者に研究テーマを選ぶ自由が保証されていることが「独立した科学者コミュニティ」の最低条件であり、学術会議における過去の戦争協力への反省の主体もこのコミュニティの主導で行われてきたという経緯が重要である。

論点2 学問の自由と軍事研究について。

学問の自由があるからこそ、研究者が主体的に研究内容を規律する必要がある。論点2-⑤から⑦に賛同する。「安全保障技術研究推進制度」は政府による研究への介入の色合いが強く、自由な研究を阻害すると感じられる。

論点4の③-⑤ 大学における軍事研究の是非について。

大学が安全保障技術開発を拒否するのはエゴだという意見があるが、軍事・安全保障からの

資金が明示的に大学に入ってくることは、日本の大学の構造の変化を意味する重大な事態だと思う。安全保障部門からの予算が増大すると、大学に事実上の軍事研究部門ができる方向に発展することも十分に考えられる。

論点7 研究資金の在り方について。

国立大学の運営費交付金、私立大学の私学助成などの削減による研究費不足は深刻だが、本委員会のまとめとして、「運営費交付金をふやすべき」と主張するのはやや筋が違うと思う。他の研究資金が増えれば軍事研究をやらないで済むという論理はおかしい。

その他。

論点には含まれていないが、大学が教育機関であるという認識が重要である。大学は人材を育成して新しい研究者として研究者コミュニティに送り出す役目を担っている。近年、学生や若手研究者に対する科学者・技術者倫理教育も重要性を増している。大学のステークホルダーとしての学生及びその父母などに対して、大学で行われている研究が軍事に直結するようなものでないことを明言できることが大学の義務だと思う。また、論点5-⑤にあるように、留学生の教育や国際活動においても重要な意味を持つ。

以上でございます。

では、引き続きまして、小松委員、お願いいたします。

○小松幹事 杉田委員長の中間取りまとめ案に対する個別の意見は資料2の方にありますので、私は全体的なお話をさせていただきます。

委員会では少数だったかもしれませんが、反対意見もありました。それが全く反映されていません。中間取りまとめの現段階では、両者の意見を取り上げて両論併記というふうにするべきだと思います。何が良くて何が悪いのかを示して、研究者個人にも考えてもらうことが必要だというふうに考えています。

それから、この中間取りまとめの名宛人なんですが、最初の方は科学コミュニティという言葉が出てきて、中ほどは科学者、終わりの方で大学等というふうに出てきます。大学等を対象にしているのであれば、最初に民間企業や防衛省の研究者は対象としないというふうに明言すべきだと思います。ただ、その場合には大学だけに限る根拠が必要です。私は、大学だけに限るべきではないというふうに考えています。もし限るのであれば、民間企業の研究者、防衛省の研究者には、科学者の良心、矜持、倫理は求めないということになるのでしょうか。

それから、長期的には外交等で軍事力に頼らない平和を目指すべきですが、道理が通らず暴力、力がいまだに支配する現国際情勢の中では、当面は一定の備え、自衛力が必要と思われま

す。安全保障では、想定外は許されません。結果が全てです。国や政府は現実問題として国民の生命、財産を守る義務、責任があります。アカデミーが政府から独立することは必要としても、自衛力の是非等の判断を避けておいて、軍事研究を否定することができるのでしょうか。もしそれをするのであれば、私はそれは独善だと思います。

それから、軍事研究が学術に及ぼす影響は論じられていますが、逆に規制することで学術の発展に及ぼす悪影響を考える姿勢が欠落していると思います。今の議論では、基礎研究への阻害が発生する可能性があるというふうに考えています。

それから、日本人が多く海外に進出し、多くの外国人を受け入れる現在のグローバル社会において必要な安全保障と、昔の国と国とが対立するファシズム時代の軍事のための研究が同じとみなされていると思います。また、大学だけが特別な存在と考えるべきではないと思います。自分たちは他人によって平和に守られていて、自分の手は汚さないようにしているとみなされます。

また、大学が防衛研究を全面的に否定すれば、政治は国家の安全に対して無責任な学者や大学をもはや相手にせずということ、防衛装備庁の予算はどんどん民間企業に流れる可能性があります。そうすると、民間企業は産学連携という形で国内外の大学と連携して研究することができます。そうしますと、もう本当に研究の透明性やお金の流れも全く分からなくなって、大学は全く蚊帳の外に置かれて、発言力もなくなり、単なる傍観者に成り下がってしまいます。むしろこのような状況になることを恐れています。

日本学術会議が学術の発展を議論するのは非常に大事だと思いますが、これだけを議論するのは、私は学術会議の存在価値の矮小化だというふうに思います。学術会議は政府へも勧告や提言を発出できる立場ですから、時には天下国家も議論すべきだと思います。

いずれにしても、平和が全ての基礎ですが、平和は自動的に得られるものではありません。憲法9条があったから平和だったというわけではないと思います。防衛、自衛は先ほども言いましたように、過程ではなくて結果が全てです。安全保障技術研究が全く駄目、自衛のための研究も全く駄目という人は、自衛力そのものを必要ないと思っているのでしょうか。自分は平和な状態に守られていて、何ら貢献しようとしないうちに見えます。自衛力は相対的なものです。外からの脅威が増したら自衛力も上げていかざるを得ません。

安全保障というのは、これはリスクマネジメントです。例えば交通事故に備えて自動車任意保険などは何の抵抗もなく皆さんかけられます。ところが、安全保障となって自衛力云々（うんぬん）となると、大きな抵抗感を示されます。

いずれにしても、学問の自由は、ひいては社会全体の利益に寄与することを目指すというふうに言われていますが、安全保障技術研究を否定して本当に社会全体の利益に寄与することになるのでしょうか。いずれにしても、我が国における安全保障の考え方は憲法9条の下で限定的であることを十分考慮する必要があるというふうに思います。

最後に、この問題を学術会議の中だけで議論していいのでしょうか。社会全体の問題に関わることです。外部から見れば、学者は机上の理想論を振りかざす世間知らずというふうに使われています。この大事な問題を学術会議の中だけで議論して結論を出すと、そういうふうに見られかねません。

以上です。

○杉田委員長 ありがとうございます。

では、引き続きまして、土井委員、お願いいたします。

○土井委員 ありがとうございます。

私の資料は7ページの方になりますが、これは資料2にあります小松幹事のものを見て、それに対してほとんどというか、同意だったので、差分のところだけという形でコメントをさせていただきました。そこに関しては既に掲載していますので、今、小松幹事からお話があったところに関連して、私は、今現在は国立の研究開発法人の非常勤の監事をしておりますが、前職は民間企業であります。なので、民間企業では御存じかと思いますが、いろいろな技術を海外に発表するとき、プレゼンテーション資料もそうですし、デモをするために持ち出すものに関しては、全て輸出管理をしております。軍事目的にならないということをやするために、例えばBluetooth、今皆さんがごく当たり前のように使っているものを試作品で中国に持込むときには、全てのパラメータのチェックをするということもやらせていただきます。暗号技術なので、非常に厳しいということで、多分今までそういう意味では軍事目的に使われないようにするということの管理のもとに研究するというのをやってきました。そういう観点からすると、そこに気を配るということは非常に重要であるという認識は持っております。

一方では、先ほど杉田委員長から触れていただきましたように、3ページの⑦番のところに書いていただきましたけれども、情報技術分野では、軍事・民生ということの線引きは非常に難しくあります。また、スピンオフということ言えば、今の計算機もそうですし、皆さんが使っているインターネットも正に軍事の研究から出てきたものであります。さらに、今サイバーセキュリティあるいはAI、ロケット、ロボット、自動運転システム、ドローン、

いずれもそういう意味では、これらが軍事研究に関わらないように研究せよと言われると、非常に大学の先生であっても厳しくなると思います。⑦番のところでは別に軍とかそういうところから金を得よと言っているわけではないんですが、それによって民間企業も契約が面倒くさくなれば、そうすると、もっと契約が楽なところということで、もう既にAIにしろコネクテッドカーにしろ、結構もう海外と組むということをやっております。そういうふうになってしまうと、より自由な立場で研究しようと思ってもし声明を発表したと思っても、それが何か逆効果に働いてしまうということは、ある意味少し恐れてはおります。

なので、どういう形で声明を出すか非常に悩ましいと思っていて、まだコメントとしてきちんとまとめられていませんが、少なくとも学問の自由を保障するというのも大事ではありますが、それを言うがために今まで自由にできていた研究をやるために契約とかいろいろ面倒くさくなると、煩雑になるということは是非避けていかなければいけないんだというふうに思っております。産学連携を進めていけるような形というのも是非考えていかないといけないかというふうに思っております。

以上です。

○杉田委員長 ありがとうございます。

では、安浦委員、お願いいたします。

○安浦委員 私は8ページの方に意見をまとめております。

まず、軍事研究という言葉の定義が明確に定義されないままにこの中間取りまとめを発表することは、それぞれ受け取る側（がわ）の定義が違うベースで受け取られて、この委員会の中ですらその違いによる意見の相違があると私は思っておりますが、それを社会一般に広げてしまう、そういう混乱をあえて招く可能性があると思います。定義を明確化するか言葉を分けて使うか、そこをはっきりする必要があります。

これは事例として私は三つ書いておりますけれども、研究成果が軍事に利用される可能性がある研究というものを軍事研究というふうに言うのであれば、これはデュアルユースの問題とか将来の応用の予測、これは極めて難しい問題ですが、そういう可能性まで検討するという話に入ってしまうと得ない。研究目的に直接軍事利用と書いてある研究、これは多分あり得ないと思いますけれども、しかし、この場合ですら我々は、研究者自身は軍事研究と見なくても、例えばサイバーセキュリティの研究、AIの研究、これは見る人は軍事研究であるという見方ができます。テロ対策を目的とする火薬検知の研究、これも防衛の研究だというふうに言うことができるわけです。JAXAのロケットだって、これはミサイルの研究であるという見

方をしている国は、他国はそういうふうに見ているわけです。ロボットの開発ももちろんそういうふうに見られているわけです。そういうことを直接的に本人は書かなくても、ある人から見たら研究目的が直接的に軍事利用となっている研究というものがあり得ると。

そこでどういう線引きをするかという話を議論にするというのが一つの線引きで、3番目はこの議論のきっかけとなった防衛装備庁の資金のようなお金の出元だけを議論する、そういうところで線引きするという考え方もあると思います。

ただ、先ほどの小松委員のお話にもありました企業等を迂回して再委託というようなこともありますし、一番怖いのは、一度この委員会でも御披露したことがありますけれども、某国の軍事研究を受けている企業から国際共同研究が申し込まれたときに、それをどうチェックするかと、そういう問題まで議論しないといけないわけで、3番だけでもかなり厳しい議論をしていく必要がある。このどれを本当に議論しているのか、あるときは1をやって、あるときは2の話にして、あるときは3番の話をしているようにこの中間報告を読んでいると受け取る人が出てくると、その危惧が最初のポイントでございます。

それから、2番目は研究者個人の自由とその研究者が所属する機関の責任、これについてしっかり議論してきたと思いますし、そこを分けて考えることを書いておく必要があると思います。

それから、3番目は情報のことでございますけれども、3-7に書かれていることは少し情報関係をやっている者としては、現実を反映しているとは思えません。具体的に内閣サイバーセキュリティセンターの日々の我々のネット社会を守っている活動、これは国家安全保障と民生分野を区別せずに行われていますし、そのベースになっているサイバーセキュリティ基本法もそういうことには、それを一体化して、しかも、大学は国及び地方自治体に協力しなければならないと、そういう条項まで入っております。

それから、Fundamental Researchの話は、これは先ほどの話でございますが、経済産業省の管理のもとで大学の現状と合っていないということ、ここをどうするかという方向性についてもう少し書き加えていただければと思います。

最後に今回の委員会での議論は非常に大きな意義があったと私は考えております。今後も研究者は世代交代していきますので、社会情勢の変化も踏まえて、その時代の現役の研究者がこの問題を自由かつ継続的に議論する、そういう場をこの学術会議が果たすということが非常に重要であろうというふうに思います。

以上です。

○杉田委員長 ありがとうございます。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 私は、9ページのところには各項目に対する茶々を入れるようなことしか書いておりませんが、正直言います、まだ私はどうすればいいかよく分からない。ただ、今日是非申し上げたいことは、今回の防衛装備庁の研究制度というのは、委託型の研究であるということでございます。委託型というのはどういうことかということ、本来、国などが行うべき事業について、国が自分でやるよりも大学や企業などのほかの主体が実施した方がより大きな効果が得られると思われる場合に、契約によりほかの主体に実施を委ねると、そういう制度でございます。

したがって、これは本来防衛省がやるべきという意味で明確に軍事利用を想定した研究というたてつけになっている。そして、対価型、つまり成果をちゃんと納品することが求められるという意味で、これは委託型であります。これは科研費のような補助金とは違うというところに大きな特色があります。他方、委託型は別に今回に限った話ではなくて、JSTの研究は非常に多く委託型でございます。そして、科学技術政策というのは基本的に社会の負託によって必要な研究進行を行う……。

○大西委員 今の小林先生の発言がかなり途切れてしまうんですが。

○小林委員 ああ、そうですか。どの辺からですか。もう一回言いましょうか。

○大西委員 全体の半分か3分の1ぐらいしか、すみません。

○小林委員 どうしましょう。もう一回言いましょうか。

○杉田委員長 では、要点をちょっと繰り返して、要点のみを。

○小林委員 要点ですが、今回の防衛装備庁の研究制度は委託型の研究制度ですので、本来、防衛省がやるべきものを大学に委託した方がより大きな効果が得られるという形で想定されてつくられているものですので、仮にこれが基礎研究と言おうと、明確に防衛省の本体業務に方向付けられているというのは明らかであります。それでなければやる意味がない、それが1点。

それから、科学技術政策というものを認めるかどうかですが、科学技術政策というのは、やはり社会の負託に応じた研究の選択的な振興をするということが多いので、委託型が多いということになります。つまり科学技術政策というのは広い意味で公共政策として位置付けられるようになってきている。この方向と、それから、いわゆるボトムアップ型の科研費型のバランスの問題として問題は立てなくてはなりませんし、この防衛装備庁の研究制度を単純に科研費型の補助金の研究と比較するというのは、私は比較が間違っていると思います。

そして、次に、科学者の役割は科学者の行動規範から学問の自由のもとに特定の権威や組織の利害から独立して、自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受すると共に、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有すると書いてあります。前段の真理の探究、当然でございますが、同時に社会の負託に応えるというその二つの責務を持っているというふうに考えざるを得ません。そういたしますと、科学者が応えるべき社会の負託とは何かということを実際に考えなくてはならないということになります。

それから、現実としての軍事力というものがまず存在しているということは、私は出発点にすべきだと思います。軍事組織としての自衛隊の存在、そして、日米同盟であります。そして、この自衛隊は我が国では自衛隊と言っておりますが、そして、その装備について様々な制限を設けて専守防衛というふうに言っておりますが、他国から見れば立派な軍事組織であると。しかも、相当の実力を持っているということは認めなくてはならない。それから、軍事産業というのは存在しております。それから、軍事研究というのも存在しております。当たり前であります。そして、それに従事する科学者も存在しております。

ここで、軍事研究に関しての定義ということがありますので、必要な範囲での暫定的な定義、私の考えるところでは、軍事組織がその本体業務を遂行するために必要な各種装備の開発に貢献する研究でいいかと思えます。でも、これでも物すごくグレーな部分がいっぱい出てくるということはちょっと考えればすぐ分かります。

さて、それで戦後の建前でございますが、軍事にコミットしない科学技術研究という建前で成功した希有の例として日本は誇るべき部分があると思えます。他方、では実効性の点でどうであったかという、この建前が完全に貫徹されていたとは言えないであろうというふうに思えます。そこで、学術会議の役割と大学等という記載の今回の議論に関する私の問題意識は、まず、科学者一般を代表する学術会議という想定を維持できるのかということなのですが、私は極めて困難であるというふうに考えます。

そして、今回の議論に関しては、例えば大学に限定するという考え方はあり得ると思えます。それを最初から明言することが必要だろうと思えます。そして、大学に限定した場合には、先ほどの科学者の役割の社会の負託に応える重大な責務を大学の場合にはどういう形で応えるかという問題の立て方になろうかと思えます。なぜ大学を特出しして企業や国研などを除くのかという問題が出てまいります、大学は教育機関であると共にNPOであります。

ここで難しい問題が出てまいります。産学連携、産学協同というのは、今大学では非常に肯定的に評価されておりますが、数十年前には軍学共同とほぼ同じぐらいに忌避されていた概念

であります。そして、産学協同が大学の研究環境や人材育成にやはり様々な影響を与えていることは事実であります。光だけではありません。影の部分も当然出てまいります。ということでもありますので、軍事研究を大学が社会の責務として貢献することに対しては、私は慎重であるべきだと。大学の在り方に大きな影響を与える可能性があるだろうというふうに思います。それが大学を特別視する一つの考え方であります。

その場合、では大学全体をそもそも論で大学の理念という観点で議論するのか、それとも個々の大学の建学の理念という観点で議論していただくのかというのが争点かと思えます。このように考えていきますと、では学会として大学に何を求めるべきかということになるわけですが、私はまだささやかな提案しかできませんが、少なくとも研究をウオッチして議論の場をつくり続けるということは学会の仕事でありますし、防衛装備庁の研究助成に応募された採択研究者を招待して、学会で講演と議論をするということは試みてもいいと思えますが、今度のシンポジウムときには来てくださらなかったというふうにも聞いております。でも、こういうことを議論するというは少なくとも公開性の観点からも必要であろうと。

それから、もう一つは、安全保障に関する多面的検討には大学のアカデミアは積極的に関与することが必要なのではないのでしょうか。そこを避けるだけでは、やはり社会の負託に応える方法にはならない。つまり大学が安全保障に関する社会の負託に応える方法は、軍事はかなり慎重に、しかし、それ以外の論点はたくさんあります。例えばこの防衛装備庁が出している公募のテーマですが、こういうテーマで公募することがいいのかどうかといった議論あるいは研究成果が利用される場面でどのようなことが懸念されるかといったことは、大学側（がわ）がきちんと議論すると、そういう姿勢を示すべきだろうと思えます。その意味で、学会が広い意味でのテクノロジーアセスメントのようなことをするというのは、一つの考え方ではないかと思えます。

以上です。

○杉田委員長 ありがとうございます。

では、小森田委員、お願いいたします。

○小森田委員 最後になりましたので、どういう形で意見を述べれば良いかということ少し迷うところですが、基本的には10ページにありますような事前に配付したメモの要点をまずお話しして、若干補足したいと思います。

冒頭で委員長メモの整理に大筋で異論がないとした上で、今も既に議論になっておりますけれども、名宛人の問題に関わって、私は一般論でありますけれども、次のように考えています。

今、小林委員も引用されたところと同じですけれども、「科学者の行動規範」が「学問の自由の下に、特定の権威や組織の利害から独立して自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受すると共に、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する」という科学者像を前提として書かれているということです。もちろん現実の科学者のほとんどは組織の一員として活動しております。したがって、その組織の性格、そこにおける活動条件によって、多かれ少なかれ制約されることがあり得ると思います。その結果、「科学者の行動規範」が定めている様々な論点との間に緊張関係が生ずることがあり得ることは否定できないと思います。その場合にどのように行動すべきかが倫理的な判断として求められることがあると思います。

いずれにしても、そのような緊張関係を引き受けている者が学術会議の想定している科学者なのであって、我々がまとめようとしている見解もそのような前提に立って考える必要があるのではないかというふうに思っております。

その上で、6項目に分けて私が最終的に見解をまとめる場合には抑えるべきではないかと考えている点を書いてあります。

第1番目は、二つの声明は研究の原点を確認するものとして今日においても継承すべきであるという点の一つ。

2番目は、今日問われているのは軍事部門からの資金供給に基づいて大学等の非軍事部門が研究を行うことの学術の健全な発展から見た是非についての判断である。このような研究は、基礎研究であっても最終的には軍事的ポテンシャルの直接・間接の強化——これは私の論点整理で使った表現ですけれども——という目的によって方向付けられているという意味においては、軍事研究にほかならない。個々の軍事研究の性格を例えば自衛目的か否かという観点から区別することは、實際上困難であると考えております。

3番目、軍事研究においては、その性格上軍事部門の判断に基づく秘密保持が重視されるということから、「科学者の行動規範」にありますような公開性の規範と鋭い緊張関係に立たざるを得ないことを意味しています。とりわけ大学への軍事研究の浸透は、国際的にも開かれた自由な研究と教育の場であるべき大学の在り方をゆがめる可能性をはらんでいるというふうに思います。

4番目は、いわゆるデュアルユースについての理解ですけれども、従来、民生技術の発展を中心に行ってきた日本において、民生技術の発展を直接の目的とはせず、かつ上記のような公開性をめぐる問題をはらむ軍事研究を非軍事部門にあえて導入することによって変更することには、積極的な理由を見出すことができないと思います。

5番目は研究費の問題です。6番目ですが、個々の科学者には、自らの研究の成果がどのように利用される可能性があるかについて常に自覚し、研究の実施、成果の発表に当たっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択することが求められております。これは「行動規範」の1節の部分、一部分です。科学者コミュニティ、具体的には大学等の研究機関及び各分野の学協会ということになると思いますけれども、安全保障ないし軍事と学術との関係について現状を常に認識し、オープンに議論し、必要に応じて研究を規律する環境をつくり出すよう努力することが求められると思います。その一環として行動規範等々について書きましたけれども、先ほど安浦委員がおっしゃったように、ある基準を設けて、それに基づいて処理すれば良いということではなくて、状況は変化し続けるので、絶えず考える、検討する環境をつくるということが必要で、その中で学術会議がどのような役割を果たすべきかということを考える必要があるだろうと思います。

既に意見の違いがいくつか出ておりますので、それについて必要があれば後ほどもう少し詳しく申したいと思いますが、簡単にだけ申します。

まず、軍事ないし軍事研究という言葉 avoided 方が良いという御意見が出ております。確かに軍事研究という言葉が何を指すかは明確にする必要があると思いますけれども、軍事という言葉 avoided することには根拠がないと思います。むしろそれを意図的に避けることは、50年声明、67年声明と今日との連続性を断ち切って、それらが過去の文書にすぎないと理解しているかのようなメッセージを——そうでないことを期待しますが——与えかねないというふうに思います。

それから、問題のポイントは軍事部門からの資金に基づいて非軍事部門が研究することの是非であるというふうに思いますけれども、私は否と考えます。その理由はいろいろ考えられると思いますけれども、少なくとも検討委員会として一致できるかと私が考えているポイントは、公開性をめぐる問題だというふうに思っております。このような判断は自衛隊の憲法上の地位の理解や安全保障の在り方をめぐる立場がどのようなものであるとは別に成り立つものであると思います。このことは9条のような規定が存在せず、個々の軍事行動の是非はともかくとして、軍隊の存在そのものの憲法的・法的地位が問われることのないアメリカでも、主として公開性の制限の是非という観点から大学の在り方の問題として判断されていることを見ても明らかだと思います。

このことは、例えば安全保障技術研究推進制度に応募しようとするテーマの研究を別の資金で行うことを制約するものではありませんし、将来軍事利用につながるかもしれない研究、い

いわゆるデュアルユースの問題ですけれども、そのことのみを理由にして制約するものではないと思います。自分の研究がどのように利用される可能性があるかについて自覚的でなければならぬという意味では、科学者の一般的行動規範としてどのような研究であれ適用されるのだと思います。

3番目の自衛目的であれば許容できるという議論ですけれども、これについては多分議論になると思いますので、必要があれば詳しくはそこでお話ししたいと思いますけれども、この点の恐らく意図は、自衛目的を判断基準とすることによって、軍事部門からの研究を無制限に容認するのではなくて、一定の縛りをかけようとするところにあるのではないかと推測されます。しかし、この意見では「戸締り」という比喻が用いられていることもありますけれども、このことから分かるように、外部からの急迫不正な攻撃、その意味での侵略に対する自衛が想定されているようです。

しかし、現在非常に問題になっているのは、そのような「戸締り」的自衛にとどまるのではなくて、地域的限定なしに海外における実力の行使、事実上の武力行使と言ってもいいかもしれませんが、ないしはそれに対する支援を行う可能性を設けることです。安全保障政策で「積極的平和主義」と呼ばれているのは、この「積極的」という言葉が使われている意味はそのことを指しています。自衛概念はここまで広がっているのであって、そのことを前提に防衛装備品の開発と保有が目指されています。そのような自衛概念とそれに基づく行動の是非が激しく議論されているのは御承知のところでは。

したがって、先ほど言いましたように、この自衛目的ということ判断基準にしようとする意図は、一定の限定を付けようとするものというふうを考えられますけれども、この基準では限定をすることができないのではないかというのが私の考えです。必要があれば、詳しくは後ほどお話ししたいと思います。

以上です。

○杉田委員長 ありがとうございます。

大政委員は取りまとめに反映したんですが、補足的に御発言があるということですので、お願いします。

○大政副委員長 コメントとしては提出しておりませんが、杉田委員長からの審議の中間取りまとめに向けてについては、役員として事前に意見を述べさせていただいておりますので、取りまとめの方向性については了解をいたしております。

基本的な立場として、1950年の戦争を目的とする科学研究には絶対に従わない決意表明

及び1967年の軍事目的のための科学研究を行わない声明につきましては、大西会長が総会で発言されましたように、堅持すべきと考えます。また、2013年の科学者の行動規範改訂版の声明の中で述べられています科学研究の利用の両義性、すなわち科学者は自らの研究の成果が科学者自身の意図に反して破壊的行動に悪用される可能性もあることを認識し、行動規範に基づいて行動することを支持いたします。これらのことを前提にいたしまして、委員の先生方の御意見も参考にしまして、私のコメントを述べさせていただきます。

安全保障と軍事研究の考え方ですけれども、これについては委員会の設置提案書でもそうですが、各委員の先生方でもかなり異なっているように思います。まず、取りまとめに当たりましては、この点について認識を共有する必要があるように思います。

次に、杉田委員長の御提案の修正で、委員会として意見の取りまとめができれば問題ないのですが、できない場合は、合意ができる本質的な主張を簡潔に声明として発出すればいいのではないかと考えます。そして、今後、この委員会で問題提起がされた、例えば安全保障と軍事研究の定義の問題、そしてまた、先ほど御紹介いただいた米国のFundamental ResearchやRestricted Researchの制度検証と経産省の安全保障貿易管理制度を含めた問題、また、大学などの教育機関での受入れの問題と倫理規定やガイドラインの問題、研究資金の在り方、例えば大西会長が日経で主張されています防衛省にとって、防衛省が独自の基礎研究制度を持つよりも、他の民生部門の基礎研究制度の成果を見て、防衛省で自衛装備の範囲内で応用する体制を整備した方がはるかに効率的で効果的であるという問題、その他サイバーセキュリティなどを含めた安全保障研究の在り方の問題などについて、学術会議の見解を継続的に審議するのも考え方としてあるのではないかと思います。

○杉田委員長 ありがとうございます。

向井委員は、特にコメントは。では、お願いいたします。

○向井委員 すみません。事前のコメントを出していなくて大変申し訳ありません。

まず、私はこの1から7の杉田先生の書かれたこの分け方とか、こういったことに基本的に同意いたします。そのことをベースに1から7の細かいところに関して私が今考えていることを学術会議の姿勢という観点から述べたいと思います。

まず、一番初めの科学者コミュニティの独立性のところなんですが、これはちょっと山極先生の御意見にすごく似ているんですが、やはり学術や科学者コミュニティが社会にもたらすものは何なのか、社会への貢献が何なのかということで、安全・安心、そして、快適に過ごせる豊かな社会ということで、人の安全保障というところに学術は、安全保障というところであれですけ

れども、人の生活や暮らしを豊かにする、これは物質的にも精神的にも、そのところを学術がもたらすんだということをまず全面的に強く出すべきだと思います。

2番目の学問の自由と軍事研究、これは特にコメントはありません。

3番目の軍事と民生の言葉に関して、これ私はやはり言葉が軍事のイメージは非常に攻撃というイメージが強過ぎて、どうしても軍事となると、もう頭の中でどこかの国を攻撃するための技術というふうに結び付いてしまって、どうしても防衛の方の議論に至っていないように思います。そういう意味なので、言葉の使い方の中でも軍事という言葉避けることはできないと思いますので、軍事の中には攻撃部分と防衛の部分があるということを明確に出すべきかと思えます。

4番目に関して、4番目の安全保障と軍事研究なのですが、これもやはりこれまで軍事研究の攻撃部分が強く出過ぎてしまっていて、安全保障の部分の議論が余りできていないように私は思います。やはり安全保障、これは山極先生がおっしゃっていたように国家の安全保障ということを超えて、人の安全保障、国民の安全保障というところをもう少し中心に考えるべきかと思えます。例えば軍事というのを攻撃と防護ということに分けた場合に、今の議論というのは攻撃をするというところが非常に強くて、防護の方はしていないというふうな議論で、だから、軍事研究はするべきではないとなっているんですが、本来は、攻撃はどの国であれすべきではなくて、防護の方をこれはするべきなんだということで、攻撃をするデメリットが全面的に出過ぎていて、防護していないデメリットが述べられていないということがあると思えます。

例えば防護、安全保障を考えたときに、やはりこれ攻撃というのは人災で起こってくる、人が行う攻撃、これはサイバーテロだとかバイオテロ、例えばバイオテロはサリンなんかを含めたそういう毒物もあるでしょうし、農作物にダメージを起こしてみたり感染症をばらまいてみたり、そういう人が起こるものもありますけれども、これもう少し広い意味で考えたら自然災害もあるわけですね。この自然災害というのは、例えば地球温暖化によってPM10で肺機能がおかしくなるだとか、水害ですとか隕石がぶつかってくるだとか、そういった自然災害もあって、ここら辺の自然災害に関して、特に私は宇宙をやっているので、人工衛星を使ったこういった自然災害の防護だとか、こういったところはなかなか軍事と民事というふうな、そういう単純な分け方ではもう今の学問体系自体が分けられない、そういう時代になっていると思えます。

ですから、私はこれまで2回の軍事には参加しないという姿勢は守るべきだと思いますが、

やはり現状の学問体系の複雑さ、それと、人が人を攻撃する I S A S とかそういうのを考えてみても、国が攻撃するというよりかは、そういうイデオロギーの違いなどで攻撃してくるところがあるので、そういった現状把握というものももう少し認識するべきではないかというふうに思っています。

そういったところで、この安全保障の防護に関しては、本来これは防衛装備庁との研究マスタープランを是非私は出してほしいと思っていまして、研究マスタープランというのは、単なる今の攻撃するための、アタックのための道具だけではなくて、そういった防護あるいは特にバイオテロだとかサイバーテロに関する研究なども含まれているんじゃないかと思います。そういった意味で、防護をしなかったときの日本国民にとってのデメリットは何なのかということも少し考えて出すべきかなというのが4番のところでは。

5番のところは特になくて、6番のところの自己規制、これがすごく大事だと私は思っています。自己規制と共に社会規制というものを社会でつくり出すということで、これは生命倫理が既に生命倫理の研究を行うときに、倫理的にこういったことを人としてやっていいかどうかということを中心にそれをやる人たちに人道的かどうかということを考えてやっていますよね。これをもう少し進めて、例えば社会的な規制としては、研究施行時の倫理、そして、研究が何年か後も含めて成果が使用されるときに社会的な規制として規制がかかるような、ここの部分で縛りをつけることで学問の自由を少し自由にしてあげて、社会的な規制、そして、研究を行うときの社会的、そして、自己規制のところの生命倫理で習ったような規制をつくるべきではないかと思います。

7番目の研究資金の在り方なんですけど、これはやはり国家にとって学術の果たす役割は何なのかというのをもう少し学術会議だけではなくて、研究政策をつくるレベルの人たちを含めて研究資金、この研究資金というのは J S T に入ってくるようなああいう研究資金もあれば、今回こっちの防衛装備庁の方の研究資金を多くしているわけなので、その末梢のところではいいの、悪いのを話すだけではなくて、もう少し国家レベルでこういった学術や研究の果たす国にとっての、国民にとっての役割は何なのかというのを根本的に話すべきかと思えます。話すべきだということを学術会議としては言うべきと私は思っています。

これは8番目というか、やっぱり最終的に私は学術会議がとる中間報告の取りまとめの姿勢としては、やはり我々が信じている学術というものが人々の豊かな生活、物質的にも精神的にもそういったものを支えてくれている。そういったものを持っている国というのは文明的にレベルが高くて、そういう文明的なレベルの高さというものが行く行くは物理的に場所をアタッ

クしていくような、そういったものを人として阻止していく、抑制していくというようなところに学術のレベルを高める、持っているものの本来の意味を出すべきかなというふうに思います。

以上です。

○杉田委員長 ありがとうございます。大変貴重な御意見で、たくさんの論点が出ております。これ全て本日議論することはできませんので、2月15日と3月7日が予定されて、3月7日は特に3時間予定しておりますので、この2回で今出されました論点については扱っていききたいというふうに思います。

ただ、その中で、次のフォーラムまでの間にやはり解決しておかなければならない問題として、特に大きな問題が私は二つあると思いますが、一つは用語の問題でございます。軍事研究等のこの用語の問題、それから、もう一つが自衛権というものをどう考えるか。というか、自衛権についてはこれをどう扱うかと、この二つの問題についてだけ本日議論をさせていただければというふうに思います。

まず、用語の問題でございますが、まず私の方でちょっと整理させていただきたいんですが、1の①で50年、67年に軍事研究を行わない旨の声明を発したとなっておりますが、ここにつきましては、やはり戦争を目的とする科学という50年に用いられていた表現、戦争を目的とする科学を行わないという表現でしたので、これに改めることを私の方から御提案いたします。

その上で、この軍事と安全保障の関係については、先ほど佐藤委員の方でかなり整理していただきまして、その後、今の向井委員の御発言等も含めて、あるいは山極委員の御発言も含めて、安全保障の概念というのは、やはり人間の安全保障を非常に含んでいる広い概念であると。その中で、これも複数の委員から御発言ありましたように、今回ここで扱っているというか問題としているのは、問題というのは必ずしも否定するという事ではないんですけども、慎重に扱う必要があるとされているのは、いわゆる軍事的あるいは小林委員の表現によれば、防衛装備品の開発につながるような、そういうふうな研究であるということでございます。

一方で、例えば防衛装備庁はなぜ今回、安全保障技術研究というふうに言われているかはもちろん伺っていないので分かりませんが、一般的にこれマイルドな印象を与える表現だということは言えるわけでございますが、そういうふうな形で単にマイルドにすればいいということではないんだという御発言も幾つかございましたが、他方で、本委員会は安全保障と学術に関する検討委員会ですので、安全保障という言葉を使わないというわけにもいかないかも

しれません。ということで、私はこれちょっと御提案としては、やはりここで安全保障という言葉と軍事的という言葉について、やはりここでいささかでも言及しておいた方がいいのではないかというふうに思いまして、これちょっと例えば一つ今考え付いたことですけれども、1の4、広義の安全保障に関する研究のうち云々（うんぬん）、軍事研究の分野であるとなっていて、ここを例えば広義の安全保障に関する研究のうち、一般的に、学術の発展に及ぼす影響について慎重な検討を要するのは、安全保障の軍事的側面に関わる研究である。これをここでは例えば軍事的安全保障研究とすとかいう形で、安全保障の中の軍事的側面なんだということを明示できるようにしてはいかがかと。

この防衛装備庁が使っております安全保障技術研究という言葉そのまま使いますと、これはこの制度に限定した報告ということになってしまいますので、今後様々なほかの制度等も出てくる可能性があります。それについて一々また委員会を立ち上げるというわけにはまいりませんので、やはりある程度息の長い報告をする必要がございますので、余り限定的な言葉、つまり防衛装備庁が使っている言葉を全く我々の方でそのまま受け入れるということとはできないのではないかという観点から、今ちょっと御提案として思い付きですが、軍事的安全保障研究というふうなことも考えたんですが、いかがでしょうか、御意見。

大西委員、どうぞ。

○大西委員 私は今の提案に反対です。私のメモでも軍事研究という言葉を用いるのは適当ではないと。安浦委員から少しその内容について分析的な整理がありました。それはそれとして、軍事研究という言葉は今回の防衛装備庁の制度の中に出てこないわけです。それから、自衛隊なり防衛装備庁のいろんな文書の中でも軍事ということは避けられていると思うんですね。これはやはり日本国憲法との関係で、軍隊を持たないあるいは交戦権なりを否定していると、そういう議論とリンクしているというふうに思います。

したがって、いろんな制度があらわれてくる可能性がありますけれども、今我々が直面しているのは、防衛装備庁の今回の安全保障技術研究推進制度であるわけですから、これの当事者が少なくとも使っていないものについて、軍事という言葉で表現することは、ある種の評価をしてレッテルを張るということになると思うんですね。ですから、それは避けるべきだというふうに私は思います。

あえてどういう表現がいいかといえば、例えば防衛装備のための研究とか、あるいは自衛装備のための研究とか、防衛装備研究とか、そういう表現もあり得ると。私は安全保障技術研究という言葉でもいいかなと思ったんですが、これでは安全保障ということに限りがあり得ると

いうことであれば、防衛装備研究というふうなのは、これであればレッテルを張ることにはならないのかなというふうに思います。

以上です。

○杉田委員長 今の点について、小森田委員、お願いします。

○小森田委員 私は杉田委員長の提案で一致できるのであれば、それでよろしいというふうに思います。今、反対の意見が出ましたので、支持する意見を述べたいと思います。

まず、今回の検討は、確かに直接的には防衛装備庁の資金が検討対象になっていることは事実です。しかし、問題の性質としては、米軍等の外国の軍事組織からの資金を含んでいると思います。実際67年に問題になったのは米軍資金だったわけです。第2回の会議において資料として提出しました東京工大の規則ですね。この表題は「軍事・国防関連の研究を実施する政府機関等」を対象とする研究となっております、「軍事・国防関係の研究を実施する機関等」としては、具体的には我が国の当時の防衛庁ですね。それから、米国国防総省などが挙げられています。

ですから、直接的にこの防衛装備庁の今回の制度のみを対象とするかどうかということについては議論の余地があると思いますけれども、私はより広く問題そのものを捉えるという観点からすれば、軍事という言葉を使って広く捉えることがむしろ必要であるというふうに思っております。

第2番目は、憲法9条が存在する日本では、今、大西委員が御指摘のように自衛隊は軍隊ではないとされておりますので、公式には軍隊・軍事という表現は避けられているということは事実です。これは、憲法論としてはそのことに意味があると思います。しかし、例えば28年版の「防衛白書」に何て書いてあるかというのと、「非軍事的手段による努力だけでは、必ずしも外部からの侵略を未然に防止できず、万一侵略を受けた場合にこれを排除することもできない。防衛力は、侵略を排除する国家の意思と能力を表す安全保障の最終的担保であり、ほかのいかなる手段によっても代替できない」と述べています。軍事力という言葉は使われておりませんで、防衛力とされておりますけれども、それは非軍事的手段に対比されたものであることは明らかであって、事実上軍事的手段を意味することは明白だと思います。

それから、「軍事大国とはならないこと」という項目があります。「他国に脅威を与えるような強大な軍事力を保持しない」と述べておりますけれども、保持しないのは「強大な」軍事力であって、軍事力そのものとは言っていない。これは揚げ足取りをしているのではありません。自衛隊の活動を記述する際に軍事という言葉避けることはできても、軍事という観念を

避けることは事実上困難であるということの意味しているのではないかと思います。

それから、3番目に、大西委員は第3回の会議においてデュアルユース問題に関するメモを提出されました。そこでは、研究資金の出資者と研究実施主体として、「軍事的組織」、「民生的組織」あるいはそれらの機関や所属研究者という分類基準を設けてマトリックスをつくっておられます。「軍事的組織からの研究費」によって「民生的研究機関・所属研究者」が実施する、そして、成果が「軍事的利用」に供される研究、これがどこまで認められるかが本委員会の主題であるというふうにそこで述べておられます。

私は、このメモの結論には賛成でない部分もありますけれども、この整理そのものは極めて有益であるというふうに今でも考えております。したがって、先ほど言いましたように軍事という言葉避けることには根拠がない。むしろ意図的に避けることは声明との関連でいうと、声明の意味というものを今日とつなげて考えるということをむしろ断ち切るというメッセージになりかねないということを恐れています。

○杉田委員長 ありがとうございます。

先ほど小林委員から定義の提案があったんですが、今の点との関係で御発言ありますでしょうか。

○小林委員 私の提案は非常に簡単でありまして、終戦と敗戦の使い分けをやるということで議論の本質的なところには突っ込めないだろうという比喻のようなものでありまして、明らかに海外から見たときに自衛隊は軍事組織として認定されているはずであると。そして、その儀礼的プロトコルにおいても、同じように軍事の枠組みの中で対応されているはずだと。それを別に否定する必要はないのではないかとということでございます。もちろん軍隊という言葉とかは憲法のもとで使わないということは知っておりますけれども、軍事組織というふうに私は申しておりますので、それに関しては、より一般的な用語ではないかと。それから、その軍事組織に関係する研究を軍事研究というふうに私は定義しております。

○杉田委員長 大西委員、何か御発言ありますか。大西先生、ちょっと声が聞こえないんですが。すみません、今ちょっと声がかかっていません。

○大西委員 ミュートにしていたので、今、聞こえますよね。

○杉田委員長 大丈夫です。お願いします。

○大西委員 普通名詞として軍事という言葉絶対に使わないというふうに主張しているわけではありません。ただ、制度を表現する言葉あるいはこの制度にリンクする言葉として軍事研究あるいは軍事研究費という言葉は避けるべきだということで、今回の制度を直接的に指すた

めに用語を使う場合に、例えばこれは、もともとはさっき言ったような安全保障技術研究というのがいいかと思ったんですが、幾つか呼び方に工夫はできると思いますが、そういう表現を使うべきだというふうに思います。

民生と軍事というのが一般の議論の中で登場する概念として存在するのはもちろん承知していますけれども、特定の制度を表現するときには、そのことがある評価を既に含んでいるという事で避けるべきだというふうに思います。そのことが最終的には、この防衛装備庁の制度を全面否定するのか部分的に認めるのか、あるいは科学者が行うことを機関としても容認するのかと、そういう結論とも密接にリンクしてくるのかなというふうに思っていますので、この点は結構重要なことだというふうに私は思っています。

○杉田委員長 ありがとうございます。

今、ミリタリー、軍事という表現が評価を含んでいるというふうにおっしゃいましたけれども、それは一般的な認識では必ずしもございません。ミリタリーとシビリアンというのは、大西委員が先ほど小森田委員から御紹介のあったマトリックスでもしているように、例えば世俗的と宗教的とかと同じような二項的な区別の図式であって、ミリタリーかシビリアンかというのは世界中で一般的に用いられている図式であって、日本でミリタリーに対して批判的な意見が強いので、その文脈では評価と結び付けやすいということはあるかもしれませんが、私どもは必ずしもそういう評価で申し上げているわけではないということをはっきりさせていただきます。

それでは、この点につきましては、先ほどの私の軍事的安全保障研究というふうな表現で特に大きな御反対はないようですので、そうさせていただきます。

○大西委員 いや、私は反対しています。

○杉田委員長 反対している意見があることは承知しております。では、同じような御意見の方は御発言ください。

○大西委員 同じ議論の繰返しですから、これ以上は言いませんけれども、適当でないと思っています。

○杉田委員長 先ほど先生は……どうぞ。

○大西委員 反対をしています。それは先ほどと同じ論点ですがけれども、特にこの制度を含んで使われる用語としては適当でないというふうに思っています。

○杉田委員長 そこは了解しております。ですから、この安全保障技術研究推進制度に言及している部分については、軍事的云々（うんぬん）という表現はしておりません。それから、そ

こは誤解を生じないように配慮するという必要があるかとは思っておりますが、この安全保障というだけの表現では広過ぎるということについては先ほど大西委員も認めてくださったと思いますので、やはり全て安全保障ということだけで置き換えるわけにはいかないのではないかと。先ほど大西先生もほかの表現の工夫がとおっしゃいましたが、例えば御提案いただけますでしょうか。

○大西委員 だから、防衛装備研究とか、例えばそういう用語があり得るというふうに言いました。

○杉田委員長 防衛装備研究という御提案につきまして御意見ありますでしょうか。

小林先生、これはどうなんですか。防衛装備研究。

○小林委員 先ほど民生と軍事……

○大西委員 防衛装備技術研究と入れてもいいかもしれません。

○小林委員 民生と軍事のどちらに振り分けるかというふうな分類軸をかけたときに、これを民生の方には入れないでしょうという話ですから、これは論理的には軍事の方に入ると。その中の一つのタイプであるというふうに見るだけで、その中のサブカテゴリーとして防衛装備研究というのはあり得ると思いますが、二項対立の民生と軍事の中で見れば、軍事の中に入っているというのは明らかで、そこは余り争点にならないんじゃないかと私は思うんですけども。

○杉田委員長 それでは、これにつきましてちょっと後でもう一回まとめますけれども、もう一つの議論をちょっと関係してきますので、この自衛権の問題なんですけれども、自衛権につきまして、私の方のまとめは、自衛権とは何かということについて議論し出すと、これは極めて政治的なテーマでありまして、国論を二分するテーマであります。決して自明なことではありません。自衛隊の存在が一般的に世論調査等で支持されていると。これは本体業務で支持されているのか災害救援とかで支持されているのかについても諸説ございますけれども、仮に自衛隊の存在自体は支持されているといたしましても、その行動範囲、自衛権というものがどこまで及ぶのか。例えば先ほども議論がありました集団的自衛権というものが容認されるのかどうか。これは昨年も国論を二分する大変な議論になったことでもございまして、これについてこの委員会であるとか、あるいは日本学術会議の総会とかで何らかの立場を明確にするということは、そもそも学術アカデミーにとって適切なことかについて私は大変大きな疑問を持っております。

それから、2番目にこれと関連する論点なんですけど、一応別な論点でございまして、先ほどから申し上げていますように、仮に自衛権を認めたといたしましても、自衛権というものは一

一般的に認めると。自衛は必要だと認めても、そこから先が分かれるわけでございます。つまり自衛権を、これ実は大西委員御自身が日本経済新聞の経済教室におきまして分かれるということをおっしゃっているわけでございます。

ちょっと引用させていただきますと、筆者は安全保障と学術に関して少なくとも4つの立場が存在すると考えるようになった。①自衛隊を違憲として否定し、大学などの研究者が装備のための研究をすることも否定する。②自衛隊の存立を認めるが、大学などの研究者はその装備に関する研究に関わるべきではない。③自衛隊の存立を認め、大学などの研究者がその装備のための研究開発をすることを認めるが、種々の条件は守られるべきだ。④米国や中国では、軍の装備に関わる研究が科学技術の発展をもたらしていることから、日本の研究者も積極的に関わるべきだという4つの立場とされ、このうち①と④についてはそれぞれの理由で採用できないとしておられますが、②と③は両方あり得る立場であると。御自身は③の立場だとおっしゃっていますが、②もあり得るとおっしゃっているわけでございます。

②と③とは何か。②は自衛隊の存立は認めるが、大学などで研究は関わるべきではないという立場、③は自衛隊の存立を認め、大学などで研究を認めるべきだという立場ということで、自衛隊の存立あるいは自衛権というものを認めたとしても、そこから先、大学などでそれを行うかどうかについては別な問題だと大西先生自身が整理されております。ここについてどうお考えでしょうか。

○大西委員 私への御質問でしょうか。

○杉田委員長 はい、質問です。

○大西委員 今おっしゃったこと、それは私が書いたものでありますけれども、まず、この議論をしていくときに自衛権というよりも自衛隊の存在なり、あるいは自衛力の存在というのを認めるかどうかということが議論の大きなポイントだというふうに考えて、そういう整理を行ったわけです。それを軸に考えていくと、今、杉田委員長がおっしゃったように、自衛隊の存在を認めても、そこと大学とは縁を切るべきだという立場があるということで②の立場をつくったわけです。

文章の整理が悪かったかもしれませんが、私自身は②番、今の自衛隊の存在を認めるけれども、大学はそこと縁を切るべきだという考えに賛成していません。しかし、そういう心情については認めるというふうに書いたわけです。だから、議論としては確かにおっしゃったように4つの整理でありますけれども、自衛隊を認めるかどうかということがやはりこの議論を発展、進めていく上の大きな論点だというふうに思っています。

○杉田委員長 いや、先生はつまり自衛隊というか、私は今、自衛権というふうに整理しておりますが、自衛権行使を認めるとしても、そこから二つの立場が出ていると。そうしますと、ここで仮に……

○大西委員 つまり例えば自衛権、自衛隊を認めないということであれば、こうした防衛装備庁の資金で研究をするということはそもそもあり得ないわけです。防衛装備庁そのものの存在を否定するわけですから。だけれども、自衛隊なり防衛装備庁の存在を認めれば、そこからこういう提案が出てくることはあり得る。その場合に、それを受けることを大学として許容するのかどうかという判断が次に分かれると、そういう論理構成です。

○杉田委員長 分かりました。

これに関連しまして、4の①と②のところでございますが、私もちょっとこれ、②は①をもう少し敷衍して書いておりましたが、そのあたりがつまり自衛隊の存在そのものが実は論争的だというふうに書いてございますが、これは①のパラフレーズをしているものでございますので、そこが自衛隊の存在そのものを否定しているというふうに受け取られたとしますと、誤解を招いておりますので、そういうことではございませんので、この4の②は、私としては削除したいというふうに思います。

そして、これに関連しまして③ですけれども、ここは自衛隊の存立と書いておりますが、これは書き直す必要が出ています。つまり自衛権、①との関係でございます。今申し上げたように、自衛権を認めるとしても、その自衛権の範囲というものが極めて論争的であり、そして、その自衛権を行使するための手段、どこまで許されるのかといったことについて極めて論争的であるので、したがって、それについては、そこで仮に見解が一致したとしても、その後、研究に及ぼすもろもろの影響、公開性、透明性あるいは学術全体のバランス等から別途検討されるべきもので、そのところは本日大方の方からお認めいただいていると思いますが、そういう整理でございます。

これにつきまして御意見、よろしく申し上げます。

では、小松委員、お願いいたします。

○小松幹事 自衛権をどう捉えるか、これを認めるか認めないかは国論を二分するから学術会議は判断しないんだということなんですが、安全保障技術研究の意味がこれを認めるか認めないかで全く変わってくるわけですね。それについての判断をしないで、どうして防衛研究、安全保障技術研究は駄目なんだと言えるのか。やはり大学の研究者の中には、自分の国の安全保障、やっぱり平和があってこそその学術だという立場から一定の備えは必要だと。海外にははっ

きり言って道理が通らないような国がたくさんありますから、そういうところからの脅威に対抗するためのある程度の自衛のための研究には、むしろ国民の義務だと、研究者としての義務だというふうに考えて積極的に貢献したいという研究者も多分いると思うんですね。それを学術会議が否定するということは、むしろそういう意味では学問の自由を拘束すること、束縛することになるんじゃないかなと思います。

○杉田委員長 佐藤委員。

○佐藤幹事 自衛権の性格について様々な議論が成り立つと思いますが、そのことと安全保障技術研究推進制度、その他軍事的な安全保障に関する研究を認めるかどうかというのは、区別して議論できると私は思うんですね。例えば先生は自衛権として個別的自衛権と集団的自衛権についてどう理解をされているのか、これはまだ伺っておりません。ただ、そのことと別に軍事に関わる研究をすることによって、例えば公開性の制約を受けるとか、あるいは今回の安全保障技術研究推進制度であればPOその他の研究進捗管理を受ける、そのことが学術の在り方として必ずしも望ましくない、これはそれ自体として独立に議論できるのではないかと思っています。

恐らく委員長がおっしゃったのはそういうことだと思いますけれども、それについて小松先生はいかがお考えでしょうか。

○杉田委員長 小松先生、コメントがあればお願いいたします。

○大西委員 よろしいですか。

○杉田委員長 今、小松先生のコメントを求めています。

○小松幹事 別個に本当に議論できるのかなと疑問を持っています。私は独立には議論できないというふうに考えているので。

○杉田委員長 よろしいですか。

では、井野瀬委員、お願いします。

○井野瀬委員 先ほどからの議論を聞いていますと、本質がずれてしまっているように私には思えてなりません。何のために1950年、まだ自衛隊云々（うんぬん）がない時代でした、あるいは1967年、自衛隊という存在もありました、このときに学術会議が声明を出したのかという原点が議論されていない。それは平和です。今日は全く平和という言葉が出てこないことが、私にはとても気になりました。学術会議というこの場が学術と非常に緊張関係を持っている軍事研究、この言葉を否定なさるかもしれませんが、軍事的安全保障あるいは安全保障の軍事的な側面、そこと学術との緊張関係が1950年、1967年にあり、そして、今

また同じ状況にある、そのことを考えた場合に、学術会議の設立と共に埋め込まれた平和というミッションを今どう実現していくかが本質であって、その本質をはずさない議論に戻すべきだと思います。

○杉田委員長 今の点に関連してちょっと私、先生はその後にコメントいただきますけれども、なぜこの問題、つまり学問の自由と安全保障研究でも軍事研究でも結構ですが、問題がこれだけ問題になるのかというのは、今、井野瀬委員の御発言とも関係いたしますが、50年、67年の科学者の反省というのは、これは政府と学問の関係についての反省という側面が非常に大きいというふうにこれはもろもろのヒアリング等を通して我々は理解したところでございます。

つまり政府によって学問がコントロールされると。特にこれは軍事的な問題については、非常にその度合いが大きいわけ、もちろんほかの問題についてもあり得ますけれども、ですから、この学問の自立性というものを担保する。しかも、学問の自立性というのは非常にもろいものだというのが歴史的な認識でございます。我々が守ろうとすれば簡単に守れるとか、そういうふうなものではない。そのときに学問の自立性を守るという観点から、それは学術の健全な発展に責任を持つ我々が考えるということでございます。

一方、先ほどから小松委員等がおっしゃっているのは、学問の自立も大事だけれども、アカデミーは例えば安全保障という形で社会にも寄与すべきなんだと。そういう観点が抜けているのは、例えば手を汚していないとかそういうふうに御発言になったんですが、確かに先ほどからもいろいろ議論が出ていますように、私どもは一方で社会の負託に応えるという側面を持っておりますが、ただ、どちらに主眼を置いて考えるのか。学問の自由、それは仮に独善的と言われても守らなければすぐに掘り崩されてしまうようなものではないのかと。一方で、私どもがもちろん様々な形で社会の具体的な問題に対して応えていくわけですが、それは学術全体の健全な発展を通じて応えるんだと。日本学術会議はもちろん様々な課題を持っておりますけれども、直接的にはこの学問の自由を守ると、科学者の自由を守ることが一番重要な課題であるという観点からすれば、それが外部からコントロールを受けやすいような状況にずらししていくのかどうかというのが最大の争点になるというのが私の趣旨でございます。

小松委員の御発言をお願いします。

○小松幹事 先ほど井野瀬委員の方からかつての学術会議の声明についてお話がありました。では、学術は何もしなければ平和を保てるのでしょうか。それは全然違うと思います。平和というのは自動的に得られるものでもないし、憲法9条があるから得られるものでもない。飽くまでも安全保障というのは、私はリスクマネジメントだというふうに考えています。そのため

のやっぱり手立てが必要なんだと思います。だから、長期的にはやはり平和的な手段をずっと講じていかなきゃいけないけれども、短期的には、やっぱりリスクに対するマネジメントが必要だと思います。だから、何もしないで平和が担保できるわけではないということだと思います。

○井野瀬委員 いいですか。私、何もしない、という話はしていないし、ご質問はまた本質からずれていると思います。これ以上話すと論争になるので、今は時間もないでしょうから、委員長にお預けしますが、学術の貢献というのは、そういうところにはないということです。

○杉田委員長 防衛装備の開発を行うことがもちろん平和に寄与する場合もあると思いますし、逆に先ほどから議論されている軍拡競争になるという側面もあり、この問題も極めて政治的に意見が分かれる問題です。つまり装備に協力した方がいい、例えばそれはマンハッタン計画の経緯等についてこの委員会で散々議論いたしましたけれども、誰もそれが世界平和の脅威をもたらすと考えずに科学者たちは協力したということで、またここで例えばこれから研究を行っていくことが将来どのような、全く新しい技術等につながっていく可能性というのを持っているわけですので、そこについては慎重に考えるべきだと思います。

ただ、先ほどから一部に誤解があると思うんですが、この今回の取りまとめの中で何らかの制度に対して反対するとか、あるいはある種の研究を行うべきではないとか、そういうことは全く書いてございません。ただ慎重に考える必要があるということを行っているだけでございまして、その意味で趣旨はちょっと違う印象を与えている局面があるとすれば、是非御確認いただきたいと思います。

大西委員、何か御発言、どうぞ。

○大西委員 今の点に関してですけれども、私の説はさっき読み上げていただきましたけれども、そもそも自衛権、自衛隊を否定すればこの議論はそこで答えが出るということだと思います。否定しないから自衛隊、自衛権が存在することを認める。そうすると、そこと大学との関係あるいは研究者との関係という問題が出てくるということだと思います。そこには、私は無条件で関係を持つというか研究をしていいというふうには決して考えていなくて、先ほども述べていたような制約条件の中で大学とは関わるべきだというふうに考えているということで、認めた瞬間に何でもありだということをおっしゃっているわけではありません。

それから、もう一つ、日本学術会議と自衛隊との関係なんですけれども、これは既に前期、前々期になりますけれども、あるイベントで自衛隊、防衛省ですけれども、防衛省に協力依頼をして、イベントの開催に協力してもらった。それから、連携会員として防衛省あるいは統合

幕僚部の方を任命しているという事実があります。それを踏まえると、今我々がどう判断するかというのは相対的に独立していますけれども、少なくとも過去において防衛省等を評価して認めたという事実は一つの事実としてあると、そのことも踏まえなければいけないというふうに思っています。

○杉田委員長 ありがとうございます。

もちろん自衛隊と様々な交流をしているというのは事実だと思います。ただ、その一方で、研究の在り方について考えるというのは、これまた別の問題でございまして、それがイベントを依頼した研究と一緒にやるというふうな論理ととられると、これは大変誤解を招くというふうに思います。

○大西委員 そうは言っていません。

○杉田委員長 それでは、そろそろもう時間が超過しておりますので、本日のところでは、一応次のように整理させていただきたいと思えます。

まず、この軍事研究という言葉につきましては、私もこのままで通すというつもりではございません。先ほど私の方からは軍事的安全保障研究という御提案をしまして、それから、大西委員の方からは防衛装備研究という御提案を……

○大西委員 防衛装備技術研究。

○杉田委員長 はい、分かりました。防衛装備技術研究という御提案がありましたので、このあたりについて今回の段階では「ないし」という形で両論にさせていただきます。つまり軍事的安全保障研究ないし防衛装備技術研究という形で書かせていただきます。最初のところで書かせていただきまして、以後はずっとそういうふうに「ないし」と書くわけにもいきませんので、何か略称にしてとりあえず処理させていただきます。

それから、二つ目の自衛権に関しましては、これも全体的には、私は私の整理を御理解いただけたと思いますけれども、非常に強く異論もありますので、そういう御意見もあるということで御紹介させていただくという形でまとめたいと思えますけれども、そういう整理でよろしいでしょうか。

特に御異議ないようでしたら、そうさせていただきたいと思えます。

○大西委員 よろしいでしょうか。

○杉田委員長 大西委員、どうぞ。

○大西委員 実は、今日は配られていないと思えますけれども、見え消し版で修正意見を出したりしています。だから、やはり最終的なまとめの文言についてはかなり重要なので、それは

それとしてきっちり詰めていくということが必要だと思います。今、口頭でおっしゃいましたが、具体的にどう表現されるかということがやはりどう理解していただけるかということに関連して重要だと思うので、文書を見て議論するということが適当ではないかというふうに思います。

○杉田委員長 今、先生が最終的とおっしゃったのは、この中間としての最終ですか。

○大西委員 今、杉田先生がおっしゃったことがどう具体的に表現されるかということが重要だということです。

○杉田委員長 はい、了解しております。それにつきまして、ですから、この進め方についてこれからお諮りいたします。

私の方で近日中に今頂いた御意見をできるだけ生かす形で、了解した事項について生かす形でこのたたき台をもとに中間取りまとめの整理をさせていただきます。それにつきまして、できれば三、四日ぐらいの間に委員の間で回覧させていただきます。そして、御意見を頂いて調整いたしまして、一方で、このフォーラムの登壇者あるいは一般の参加者の方々に対して、ある程度これを見ていただく時間が必要ですので、余り遅くまで時間をかけるわけにもまいりませんので、来週の週明けに公表すると。ホームページ等で公表し、登壇者には送付するということを目指して、その間、委員の間で調整させていただきたいというふうに思いますけれども、この御提案について御意見がありますでしょうか。

安浦先生、お願いします。

○安浦委員 今のスケジュール案には異論ございませんが、今日の議論の中でもう一点非常に重要なポイントとして、大学に限定するかどうかという話があったと思うんですけども、そのところは限定するということでお書きになるのでしょうか。

○杉田委員長 現在のたたき台においては、もちろんその問題の所在は認識しております。ただ、これは非常に厄介な問題なので、部分、部分でちょっと表現を変えております。それは曖昧とも言えますが、しかし、逆に言えば、ここでも今議論になっておりますように、一方で全ての科学者を代表するとしながら、問題の性格に応じては、ある部分集団に特別妥当するというのはあると思いますので、ある程度そういう書き方が必要ではないかと。ただ、先ほどの小松委員の御提案にもありましたように、そういう問題については早目に書いておくべきだというのは私もそのように思いますので、そこはそうした方がいいのではないかと思います。

はい、どうぞ。

○佐藤幹事 一言だけですが、今日の議論を伺っていて非常に印象的だったのですが、

発言をされた全ての委員が声明は堅持すべきであるというふうにおっしゃったということです。この事実は非常に重いと思います。つまりこの点については、委員会として既にコンセンサスが形成されつつあるということを出発点としてこれからの議論をしていく。別の言葉で言いますと、この声明を堅持する、この声明の趣旨と整合的であるかどうかということが今後の取りまとめに向けての一つの重要なチェックポイントになるのではないかと、私は今日の議論からそのように印象を受けました。

○小松幹事 いや、私は少なくとも堅持すべきとは言っていません。時代が変わっているのです。

○安浦委員 私もそういう視点ではなくて、今後議論を現役の研究者が続けていくべきであるということしか申し上げておりませんので。

○杉田委員長 すみません。ちょっと今マイクが入っていなかったんですが、小松委員と安浦委員からは、必ずしも50年、67年声明は堅持ではないという御発言がございました。

○小松幹事 いや、堅持するとは言っていません。

○杉田委員長 堅持するとは決めていないと。

○小林委員 私も言っていません。

○杉田委員長 小林委員もですね。はい、分かりました。では、必ずしも……

○向井委員 私も言っていません。

○杉田委員長 そうですか。言っていませんが、堅持するとは必ずしも考えていない。

○向井委員 ですから、歴史的な二つのことを否定することがないから、そのことは堅持しますが、先ほどの安浦委員がおっしゃるように、やはり現状を考えて、現代の状況を踏まえたものを入れた声明にするべきであるという意見です。ですから、全く2回のものと同じ方向性でいく必要は、それにプラスアルファをするべきだと思っています。

○杉田委員長 これはそもそも50年、67年声明が何を意味しているのかということが結局は争点でございまして、そもそも例えば戦争目的という戦争には自衛は入っていないというふうな御意見もありまして、そうだとすると、この50年、67年声明は最初から自衛を否定していなかったとすれば、これを見て軍事研究を抑制してきたのは間違いであったと、こういうふうな歴史解釈が成り立つんですけれども、それは別に誰も今、そういう意見を表明はしておりませんし、私も表明しておりませんが、そういうパラドックスさえ生じるような大変厄介な問題でございまして、そう一言、二言では片付けられないと。ちょっとその問題については、今もう時間が過ぎておりますので。

それでは、ここまでとさせていただきます。

その他でございますけれども、次回は2月4日、12時から12時半、これはちょっと大変難しい議論をしている時間はございませんので、学術フォーラムの進行等の確認だけとさせていただきます。

なお、学術フォーラムの参加申込みの事前受付を開始したところ、既に申込者が定員に達したため、本日、参加申込みを締め切りましたことを御報告いたします。

それから、もう一点でございますが、このフォーラムにつきまして、日本学術会議の関係している雑誌で「学術の動向」というのがございます。ここで特集を組みたいということが編集委員会からお話がありましたので、特に御異議がなければ、これにつきまして登壇者が執筆して下さるかどうかわかりませんが、特集を組むということによろしいでしょうか。

それでは、次回は先ほど申し上げたように2月4日、その後、2月15日、13時から15時、ここで本日の議論の続きをフォーラムの御意見も踏まえつつ行いたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日は時間を超過いたしましたので、これで散会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後7時28分 閉会